

【照会】秘密保全法制に係る検討資料等の協議について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年8月1日 19:35

宛先: [redacted] → 同日各省に送付.

添付ファイル: 20110801 別表案(各省照会版).xls (52 KB); 20110801 秘密保全法制の必要性(各省送付版).jtd (64 KB); 20110801 (「必要性」別紙1) 主要な情報漏えい.xls (20 KB); 20110801 秘密の分野(各省送付版).jtd (50 KB)

関係省庁等担当各位

いつも大変お世話になっております。

法制有識者会議の報告書については、7月27日に各省及び各有識者委員に送付し、最終的なご確認をお願いしているところですが、それと並行して、法制化に向けた作業も進めていきたいと考えております。

一般、秘密の範囲に関し、関係省庁との議論を踏まえて「別表案」を作成いたしましたので、ご意見等ございましたら、その理由と併せて、当方までご連絡をお願いいたします。

「別表案」につきましては、議論のたたき台として提示するものです。これを基に、実際に秘密を保有する各省庁等から建設的なご提案をいただいて、最終的な「事項」を完成させたいという趣旨で今回の照会をさせていただきます。

したがって、ご意見等を提出される場合には、照会の趣旨をご理解いただき、その修正案に加えて、具体的にはどのような内容を本法制の秘密としたいのか、そして、それを秘匿する必要性は何かについて、具体的にご教示いただきますようお願いいたします。

また、今後の法制局等への説明資料として、

①「秘密保全法制の必要性について(案)」、

②「秘密保全法制による保護の対象とすべき秘密の分野(案)」

を作成いたしました。「別表案」についての検討にも関連すると思われることから、「別表案」とあわせて送らせていただきます。ご意見等ございましたら、その理由とあわせてご連絡をお願いいたします。

上記の3件について、

8月15日正午までに、

当方まで、ご回答をお願いいたします。また、ご意見等なき場合も、その旨ご連絡をいただければ幸いです。

なお、法案化作業については、今後開催される検討委員会の決定により開始される予定ですので、資料の取扱いについてはくれぐれもご注意願います。

また、検討委員会につきましては、お盆前に開催される可能性があります。日程については、改めてご連絡いたします。

ご多忙中恐縮ですが、どうぞよろしくをお願いいたします。

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直) [redacted]

Fax 03-3592-2307

【補足説明】【照会】秘密保全法制に係る検討資料等の協議について

内調職員 107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年8月1日 19:52

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室); 高岩 直樹(副長官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室);

[Redacted]
丸山 洋平(安宅本室)

関係省庁等担当各位

いつもお世話になっております。

標記の件について、先ほど照会をさせていただきましたが、説明が不足していた点を補足をさせていただきます。

『秘密保全法制の必要性について(案)』の2ページに記載しています「別紙2」についてですが、「別紙2」は、「秘密保全の必要性について(案)」文書に、別シートの形で添付しております。

一方で、「別紙1」(エクセル文書)については、別シートの形ではなく、別個の文書としてメールに添付させていただいています。

お手数をおかけして申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[Redacted]
(直)

Fax 03-3592-2307

※ 青字は自衛隊法の別表第四に掲げる事項と同じ
 ※ 赤字は内閣官房の秘密の具体例

| 番号 | 分類(事項) | 具体例 |
|----|--|---|
| 1 | 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊の運用命令、行動基準、行動状況その他の運用状況や運用実態 ○ 自衛隊の運用に関する内外の諸情勢に関する見積り ○ 外部からの武力攻撃等が生じた場合の自衛隊の対処計画 ○ 自衛隊の効率的かつ効果的運用を目的とした研究 |
| 2 | 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊が防衛に関し収集した通信信号、レーダー波等の電子信号及び人工衛星等を利用して地表面等の観測等により得た画像情報並びに総合的な分析成果 ○ 内閣情報会議が決定した情勢認識 ○ 合同情報会議が決定した情報評価書 ○ 情報収集衛星により入手した画像情報及びその分析成果 |
| 3 | 2に掲げる情報の収集整理又はその能力 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 上記項目の情報の収集整理に関する自衛隊の活動状況、態勢、方法、計画等及び自衛隊における収集能力 ○ 内閣情報会議が決定した重点事項 ○ 画像情報収集重点、撮像重点、撮像計画 ○ 撮像能力その他の情報収集衛星システムの性能 |
| 4 | 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 防衛力の整備に関する内外の諸情勢に関する見積り ○ 防衛力を整備するために作成する計画 ○ 将来の防衛力の方向性を策定することを目的とした研究 |
| 5 | 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 武器、弾薬、航空機のほか船舶、車両、液体燃料、装備品の構成部品、プログラム等の種類や数量 |
| 6 | 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊が作戦行動時において用いる通信網の拠点、経路、その容量等及び部隊等の使用するデータ通信の方式 |
| 7 | 防衛の用に供する暗号その他2に掲げる情報の伝達の用に供する暗号 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊が作戦行動等において用いる暗号 ○ 情報収集衛星システムにおいて使用する暗号 |
| 8 | 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの の仕様、性能又は使用方法 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 武器、弾薬、航空機等の形状、構造、能力、有効適切な操作方法等 |
| 9 | 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの の製作、検査、修理又は試験の方法 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 武器、弾薬、航空機等の製作、検査、修理又は試験に必要な知識及び技術 |
| 10 | 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(6に掲げる事項を除く。) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊が作戦行動等において用いる施設の構造、材質、能力、仕様、用途 |
| | 【P】ロケットに係る技術その他の大量破壊兵器の製造に転用可能な重要な技術 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ロケット技術等 |

| 番号 | 分類(事項) | 具体例 |
|----|--|--|
| 11 | 我が国の主権、安全保障その他の外交上の重大な利益に係る外交の構想 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 領土問題の解決に向けた構想 ○ 北朝鮮との間の問題の解決に向けた構想 |
| 12 | 我が国の主権、安全保障その他の外交上の重大な利益に係る外国政府又は国際機関との交渉の方針又は内容 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 領土問題に関する交渉の方針又は内容 ○ 北朝鮮との間の問題の解決に向けた交渉の方針又は内容 |
| 13 | 外交に関し収集した外国、国際機関又は国際情勢に関する重要な情報 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 領土問題に関する相手国の方針に関する情報 ○ 北朝鮮当局の動向に関する情報 ○ 内閣情報会議が決定した情勢認識 ○ 合同情報会議が決定した情報評価書 ○ 情報収集衛星により入手した画像情報及びその分析成果 |
| 14 | 13に掲げる情報の収集整理又はその能力 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 上記項目の情報の収集整理に関する活動状況、態勢、方法、計画等及び収集能力 ○ 内閣情報会議が決定した重点事項 ○ 画像情報収集重点、撮像重点、撮像計画 ○ 撮像能力その他の情報収集衛星システムの性能 |
| 15 | 外交の用に供する暗号その他13に掲げる情報の伝達の用に供する暗号 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 外交暗号 ○ 情報収集衛星システムにおいて使用する暗号 |

| | | |
|----|---|--|
| 16 | テロリズムその他の公共の安全と秩序に重大な影響を及ぼす緊急事態に対処するための計画又は研究 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 重大テロが発生したときの警察庁及び都道府県警察における対応要領 ○ 重大テロ発生時における諸外国の対応要領を踏まえた研究 ○ テロ対処部隊・特殊警備隊の運用要領 |
| 17 | 公共の安全と秩序の維持に関し収集した国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動に関する重要な情報 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国政府等による対日有害活動に関する内部情報等 ○ 国際テロ組織によるテロ関連活動に関する内部情報等 ○ 極左暴力集団・右翼等によるテロ等の暴力的活動に関する内部情報等 ○ 内閣情報会議が決定した情勢認識 ○ 合同情報会議が決定した情報評価書 ○ 情報収集衛星により入手した画像情報及びその分析成果 |
| 18 | 17に掲げる情報の収集整理又はその能力 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 上記項目の情報の収集整理に関する活動状況、態勢、方法、計画等及び収集能力 ○ 内閣情報会議が決定した重点事項 ○ 画像情報収集重点、撮像重点、撮像計画 ○ 撮像能力その他の情報収集衛星システムの性能 |
| 19 | 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他17に掲げる情報の伝達の用に供する暗号 | <ul style="list-style-type: none"> ○ テロ対処部隊がテロ対処時において用いる暗号 ○ 警察庁と都道府県警察の間、公安調査庁本庁と公安調査局の間等における重要な情報の伝達に用いる暗号 ○ 情報収集衛星システムにおいて使用する暗号 |

秘密保全法制の必要性について（案）

1 情報漏えい事件から我が国の利益等を守る必要性

(1) インターネット上への情報漏えい

公務員による情報漏えいについては、外国情報機関等の情報収集活動によるもののほか、政府の方針や上司に不満を有する職員による告発や嫌がらせを目的とする不特定多数への漏えいが考えられるところ、昨年の尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案や国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出事案は、この類型に属すると考えられる。

従来、個人が情報を広く発信するにはマスメディアの力を借りる必要があったが、インターネットの普及に伴い、個人が身近な手段で誰の力も借りずに情報を広く発信できるようになり、政府の方針や上司に対する不満を有する職員が情報漏えいを実行しようとする場合の物理的・心理的ハードルが下がっていることが懸念される。加えて、ウィキリークスのようなサイトがこの種の情報漏えいを後押しし、政府の秘密を暴くことが社会正義に適っているかの如き風潮を生み、米国で極秘扱いのものを含む大量の外交公電等が不当に公開されるに至っており、情報ネットワークの進展に伴う新たな脅威が世界レベルで現出している。

インターネットを通じた情報の漏えいは、一度に大量の情報が漏れ得ること、漏れた情報が一瞬にして世界規模に拡散し、しかも回収不能であることが特徴であり、漏えい時の被害が甚大であるため、この新たな脅威への対応は喫緊の課題である。

(2) 外国情報機関等への情報漏えい

内閣情報調査室職員が在日ロシア大使館員に情報を漏えいする事件が起きるなど、外国情報機関等から工作を受けた公務員が情報を漏えいする事案は引き続き発生しており、諸外国においても、情報機関等の活動による情報漏えい事件が続いている。このため、公務員による外国情報機関等への情報漏えいを防止することは引き続き重要な課題である。

(別紙1) 主要な情報漏えい事件の概要

2 外国との情報共有を推進する必要性

国際社会では、従来より、諸外国による外交活動において国際情勢に関する情報等が友好国等と共有されてきたほか、同盟国等との間で軍事に関する情報共有が進められてきたが、9.11米国同時多発テロ以後、国際テロ対策に関する各国の連携が強化されるなど、安全保障に関する協力の幅が広がっていることに伴い、国際間の情報共有が一層強化されつつある。

こうした中、我が国は、米国との間において、北朝鮮の核問題等の課題に対する協力関係を更に強化するとともに、国際テロ対策を含む安全保障上の課題に関する情報共有

や連携の強化に努めている。また、その他の友好国との間においても、安全保障に関する協力が進展しつつあり、例えば、二国間・多国間のテロ対策協議において、国際テロ情勢に関する情報共有やテロ対策についての意見交換に積極的に取り組んでいる。

こうした外国との連携を円滑に進めるにあたっては、機微な情報を含めた相手国との情報共有が必要不可欠になる。このため、多くの先進国は、秘密保全に対する相互信頼を構築した上で、他国との情報共有の強化を図っている。しかしながら、我が国の秘密保全に関する現行法制は漏えい時の罰則が軽いなど、他国に比べて見劣りすることは否定できないため、外国との秘密保全に係る相互信頼の構築が困難であり、情報共有の阻害要因となっている。

(別紙2) 情報共有を促進する上での情報保全の重要性に関する主な指摘

3 現行法令の問題点

秘密保全に関する現行法令をみると、国家公務員法等において、行政内部の服務規律の維持を目的とした一般的な守秘義務が定められている。しかし、秘密の漏えいを防止するための管理に関する規定がない上、守秘義務規定に係る罰則の懲役刑が1年以下とされており、その抑止力も十分とはいえない。

自衛隊の保有する秘匿性の高い重要な秘密については、平成12年のボガチョンコフ事件を契機として自衛隊法改正により防衛秘密の制度が導入された。しかし、防衛以外の分野においては、外国情報機関等による情報収集活動の脅威が存在しているにもかかわらず、何ら法的手当てがなされていない。

また、防衛秘密については、漏えいに対する罰則が強化されたものの、セキュリティ・クリアランスに関する規定がないなど、秘密の漏えいを防止するための制度として必ずしも包括的なものとなっているわけではない。

4 秘密保全法制を早急に整備する必要性

以上のように、情報ネットワークの進展に伴う新たな脅威が深刻な問題となる一方、外国情報機関等による情報収集活動の脅威が依然として存在していることから、これらの脅威に対応することは喫緊の課題となっている。加えて、外国との情報共有を推進する上で、秘密保全に関する現行法制は阻害要因となっている。

このため、防衛に関する秘密だけでなく、政府が保有する重要な秘密を確実に保全するため、秘密保全法制を早急に整備することが必要である。

なお、昨年11月に発生した尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事件等を契機として開催された「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議」がまとめた報告書においても、「国の利益や国民の安全を確保するとともに、政府の秘密保全体制に対する信頼を確保する観点から、政府が保有する特に秘匿を要する情報の漏えいを防止することを目的として、秘密保全法制を早急に整備すべきである」と指摘されている。

(別紙1) 主要な情報漏えい事件等の概要

| 事件名 | 検挙年 | 事案概要 | 罪名・処分結果等 |
|-----------------------------|-------|--|--|
| ボガチョンコフ事件 | 平成12年 | 在日ロシア大使館に勤務する海軍武官から工作を受けた海上自衛隊三等海佐が、現金等の報酬を得て、海上自衛隊の秘密資料を提供したものの | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊法違反 (懲役10か月) ○ 懲戒免職 |
| シュルコノゴフ事件 | 平成14年 | 在日ロシア通商代表部員が、現金等の謝礼を対価に、防衛機器販売会社社長(元航空自衛官)に米国製戦闘機用ミサイル等の資料の入手・提供を要求したもの | <ul style="list-style-type: none"> ○ MDA秘密保護法違反 (起訴猶予処分) |
| 国防協会事件 | 平成15年 | 在日中国大使館駐在武官の工作を受けた日本国防協会役員(元自衛官)が、その求めに応じて防衛関連資料を交付したもの | <ul style="list-style-type: none"> ○ 電磁的公正証書原本不実記録及び不実記録電磁的公正証書原本供用罪 (起訴猶予処分) |
| イージスシステムに係る情報漏えい事件 | 平成19年 | 海上自衛隊三等海佐が、イージスシステムに係るデータをコンパクトディスクに記録の上、海上自衛隊の学校教官であった別の三等海佐に送付し、当該データが別の海上自衛官3名に渡り、更に他の自衛官に渡ったもの | <ul style="list-style-type: none"> ○ MDA秘密保護法違反 (2年6か月猶予4年) ○ 懲戒免職 |
| 内閣情報調査室職員による情報漏えい事件 | 平成20年 | 在日ロシア大使館書記官から工作を受けた内閣情報調査室職員が、現金等の謝礼を対価に、職務に関して知った情報を同書記官に提供したもの | <ul style="list-style-type: none"> ○ 国家公務員法違反 収賄 (起訴猶予処分) ○ 懲戒免職 |
| 尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案 | 平成22年 | 神戸海上保安部の海上保安官(巡視艇乗組員)が、中国漁船による巡視船衝突事件に係る捜査資料として石垣海上保安部が作成したビデオ映像をインターネット上に流出させたもの | <ul style="list-style-type: none"> ○ 国家公務員法違反 (起訴猶予処分) ○ 停職12か月 (辞職) |
| 国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出事案 | | 国際テロ対策に係るデータがインターネット上へ掲出されたもの。当該データには、警察職員が取り扱った蓋然性が高い情報が含まれていると認められた。 | |

(別紙2) 情報共有を促進する上での情報保全の重要性に関する主な指摘

- 米國務長官と防衛大臣の会談（平成19年8月）
ライス長官より、情報保全は極めて重要である、今後BMD協力等でセンシティブな情報の共有を進めるに当たっては、情報保全の問題の取り組みが特に重要になる旨発言。

- 第2回日豪外務・防衛閣僚協議共同ステートメント（平成20年12月）
14. 閣僚は、情報保全政策の向上に支えられたより緊密な情報共有は、二国間及び日米豪三国間の安全保障協力のあらゆる分野におけるより緊密な協力のための重要な支援となることを強調した。

- 「新たな時代の安全保障と防衛力に関する懇談会」報告書（平成22年8月）

第二章 防衛力のあり方

第3節 日本周辺地域の安定の確保

① 情報収集・警戒監視・偵察活動の強化

平素からの防衛力の運用は、日本の防衛・安全確保のための抑止力として必要であるが、それは地域の安全保障環境の安定確保にとっても重要である。現在、自衛隊の態勢として、空自レーダーサイト等による日本周辺の上空監視、海自哨戒機による周辺海域航行船舶の状況監視などを行っているほか、日本周辺で軍事的に特異な事象を察知すれば、自衛隊の様々なアセットを用いた情報収集が行えるようになっている。このようなISR活動によって周辺各国の軍事動向を的確に把握し、日本の情報優位を確立すべきである。

今後のISR活動の強化の方向性として、宇宙、サイバー空間、空中、水中などの空間をシームレスに状況監視できることが必要となっていく可能性がある。そのために必要であれば、法改正や無人装備を含め新たな装備導入も検討すべきである。また、ISR活動を支えるため、周辺の友好国・地域との情報協力を強化すべきであり、そのためにも日本の情報保全の強化が必要である。

第四章 安全保障戦略を支える基盤の整備

第1節 内閣の安全保障・危機管理体制の基盤整備

② 情報機能の強化

また、これまで実施されてきた様々なタイプの情報収集に加え、日本が今後、特に力を入れるべき領域として、宇宙やサイバー空間の状況監視、対外的情報収集（ヒューミント）などが指摘される。日本としては、これらの情報収集・分析能力の強化に取り組むとともに、中長期的に安全保障を目的とした衛星システムの整備に努める必要がある。また、デュアル・ユース技術を活用して、陸域・海域観測衛星、海洋探査、地理空間情報システムを整備し、日本とその周辺における海洋監視能力を向上させる

必要がある。これら日本が独自に収集した情報を適切に保護するためにも省庁間における秘区分および取扱手続の共通化など、政府横断的な取り組みとして情報保全の強化を一層進めるべきである。なお、情報保全の強化とともに適切な文書管理にも配慮する必要がある。

また、今日の世界で、日本だけで安全保障上の課題に取り組むことは不可能である。インテリジェンスの分野で日本のパートナーを増やし、他国との情報協力を進めるためにも、情報保全機能を強化して日本に対する信頼を増進しなければならない。

こうした情報保全の強化の取り組みに法的基盤を与えるため、秘密保護法制が必要である。

○ 日米安全保障協議委員会（「2+2」）共同発表（平成23年6月）

Ⅲ. 日米同盟の安全保障及び防衛協力の強化

(3) 日米同盟の基盤の強化

- 閣僚は、これまでの進展を歓迎しつつ、情報保全についての日米協議で議論されてきたとおり、政府横断的なセキュリティ・クリアランスの導入やカウンター・インテリジェンスに関する措置の向上を含む、情報保全制度の更なる改善の重要性を強調した。閣僚は、また、情報保全のための法的枠組みの強化に関する日本政府の努力を歓迎し、そのような努力が情報共有の向上につながることを期待した。

秘密保全法制による保護の対象とすべき秘密の分野（案）

1 総論

政府が保有する秘密を厳格な保全措置の対象とする場合、秘匿の必要性の程度は秘密によって様々であり、他方で、国民の知る権利や国の説明責任への影響、行政コストの増大などといった事情を配慮する必要もある。そこで、本法制においては、特に秘匿の必要性が高い秘密に限ってその保護の対象とすべきと考えられる。

そして、国の利益及び国民の安全を確保するために政府が果たすべき最も基本的かつ重要な責務は国の主権を維持してその存立を守ることにあることに鑑みると、国の存立にとって重要な秘密を本法制の対象とすることが考えられる。

2 具体的検討

(1) 防衛に関する秘密

国の存立のためには、外国からの武力攻撃を防衛活動により抑止・排除することが重要であるところ、防衛に関する秘密が漏えいした場合、自らの意図や能力といった手の内が外国に知られることにより、武力攻撃の抑止・排除に支障が生じ、その程度によっては国の存立に影響を及ぼすことも考えられる。

したがって、防衛に関する秘密には、国の存立にとって重要な秘密が含まれると考えられる。

(2) 外交に関する秘密

国の存立のためには、外交活動により国際社会において我が国の安全保障その他の重大な利益を確保することが重要であるところ、外交に関する秘密が漏えいした場合、外国との信頼関係が損なわれたり、外国との交渉上の不利益が生じたりすることにより、我が国の重大な利益の確保に支障が生じ、その程度によっては国の存立に影響を及ぼすことも考えられる。

したがって、外交に関する秘密には、国の存立にとって重要な秘密が含まれると考えられる。

(3) 公共の安全と秩序の維持に関する秘密

外国からの武力攻撃だけでなく、アメリカ同時多発テロのような国際テロ組織によるテロ行為や、国内の暴力革命を企図する組織等によるテロ等の暴力的行為を抑止・排除することも国の存立にとって重要である。

また、国際社会において我が国の重大な利益を確保するためには、我が国の安全や外交に関する秘密を不当に取得しようとする外国情報機関等による諜報活動等を抑止・排除する必要がある。

国の存立を脅かし得るこれらのような行為は、公共の安全と秩序を維持するための活動により抑止・排除する必要があるところ、その活動に関する秘密が漏えいした場合、自らの意図や能力といった手の内を相手方に知られることにより、テロ行為等の

抑止・排除に支障が生じ、その程度によっては国の存立に影響を及ぼすことも考えられる。

したがって、公共安全と秩序の維持に関する秘密には、国の存立にとって重要な秘密が含まれると考えられる。

の修正案に加えて、具体的にはどのような内容を本法制の秘密としたいのか、そして、それを秘匿する必要性は何かについて、具体的にご教示いただけますようお願いいたします。

また、今後の法制局等への説明資料として、
①「秘密保全法制の必要性について（案）」、
②「秘密保全法制による保護の対象とすべき秘密の分野（案）」
を作成いたしました。「別表案」についての検討にも関連すると思われることから、「別表案」とあわせて送らせていただきます。ご意見等ございましたら、その理由とあわせてご連絡をお願いいたします。

上記の3件について、

8月15日正午までに、

当方まで、ご回答をお願いいたします。また、ご意見等なき場合も、その旨ご連絡をいただければ幸いです。

なお、法案化作業については、今後開催される検討委員会の決定により開始される予定ですので、資料の取扱いについてはくれぐれもご注意ください。

また、検討委員会につきましては、お盆前に開催される可能性があります。日程については、改めてご連絡いたします。

ご多忙中恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報処理室資料課

（直）
[Redacted]

Fax 03-3592-2307

*****[添付ファイル "20110801 別表案（各省略版）.xls" は kenmotsu-hideki/MITI-LAN が削除しました] [添付ファイル "20110801 秘密保全法制の必要性（各省送付版）.jtd" は kenmotsu-hideki/MITI-LAN が削除しました] [添付ファイル "20110801（「必要性」別紙1）主要な情報漏えい事件等の概要.xls" は kenmotsu-hideki/MITI-LAN が削除しました] [添付ファイル "20110801秘密の分野（各省送付版）.jtd" は kenmotsu-hideki/MITI-LAN が削除しました]

【内政:意見なし】秘密保全法制に係る検討資料等の協議について

岩浅 太一(副長官補本室)

送信日時: 2011年8月2日 17:42

宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)

内閣情報調査室 [REDACTED] 様

お世話になっております。

標記につきましては、副長官補室(内政)から意見等ございません。

よろしく願い申し上げます。

内閣官房副長官補室

岩浅 太一

TEL: 03-5253-2111 (内調 [REDACTED])

(直通)

警電 [REDACTED]

FAX [REDACTED]

E-mail: [REDACTED]

首相官邸ブログ「KAN-FULL BLOG」

<http://kanfullblog.kantei.go.jp/>

-----Original Message-----

From: 内調職員107(内閣情報調査室)

Sent: Monday, August 01, 2011 6:03 PM

To: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室); [REDACTED]

[REDACTED] 高岩 直樹(副長官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室);

[REDACTED] 丸山 洋平(安宅本室); [REDACTED]

Subject: 【照会】秘密保全法制に係る検討資料等の協議について

関係省庁等担当各位

いつも大変お世話になっております。

法制有識者会議の報告書については、7月27日に各省及び各有識者委員に送付し、最終的なご確認をお願いしているところですが、それと並行して、法制化に向けた作業も進めていきたいと考えております。

今般、秘密の範囲に関し、関係省庁との議論を踏まえて「別表案」を作成いたしましたので、ご意見等ございましたら、その理由と併せて、当方までご連絡をお願いいたします。

「別表案」につきましては、議論のたたき台として提示するものです。これを基に、実際に秘密を保有する各省庁等から建設的なご提案をいただいて、最終的な「事項」を完成させたいという趣旨で今回の照会をさせていただきます。

したがって、ご意見等を提出される場合には、照会の趣旨をご理解いただき、その修文案に加えて、具体的にはどのような内容を本法制の秘密としたいのか、そして、それを秘匿する必要性は何かについて、具体的にご教示いただきますようお願いいたします。

また、今後の法制局等への説明資料として、

①「秘密保全法制の必要性について(案)」

②「秘密保全法制による保護の対象とすべき秘密の分野(案)」

を作成いたしました。「別表案」についての検討にも関連すると思われることから、「別表案」とあわせて送らせていただきます。ご意見等ございましたら、その理由とあわせてご連絡をお願いいたします。

上記の3件について、

8月15日正午までに、

当方まで、ご回答をお願いいたします。また、ご意見等なき場合も、その旨ご連絡をいただければ幸いです。

なお、法案化作業については、今後開催される検討委員会の決定により開始される予定ですので、資料の取扱いについてはくれぐれもご注意願います。

また、検討委員会につきましては、お盆前に開催される可能性があります。日程については、改めてご連絡いたします。

ご多忙中恐縮ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

内閣官房内閣情報調査室総務部



(直)

Fax 03-3592-2307

RE: 【照会】秘密保全法制に係る検討資料等の協議について

八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

送信日時: 2011年8月2日 19:28

宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)

内調

■

お世話になっております。

河相補室の八幡浩紀です。

照会いただいておりました3件につきまして、当室はコメントございません。

宜しくお願い申し上げます。

八幡浩紀 拝

-----Original Message-----

From: 内調職員107 (内閣情報調査室)

Sent: Monday, August 01, 2011 6:03 PM

To: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室);

高岩 直樹(副長官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室);

丸山 洋平(安危本室);

Subject: 【照会】秘密保全法制に係る検討資料等の協議について

関係省庁等担当各位

いつも大変お世話になっております。

法制有識者会議の報告書については、7月27日に各省及び各有識者委員に送付し、最終的なご確認をお願いしているところですが、それと並行して、法制化に向けた作業も進めていきたいと考えております。

今般、秘密の範囲に関し、関係省庁との議論を踏まえて「別表案」を作成いたしましたので、ご意見等ございましたら、その理由と併せて、当方までご連絡をお願いいたします。

「別表案」につきましては、議論のたたき台として提示するものです。これを基に、実際に秘密を保有する各省庁等から建設的なご提案をいただいて、最終的な「事項」を完成させたいという趣旨で今回の照会をさせていただきます。

したがって、ご意見等を提出される場合には、照会の趣旨をご理解いただき、その修正案に加えて、具体的にはどういう内容を本法制の秘密としたいのか、そして、それを秘匿する必要性は何かについて、具体的にご教示いただきますようお願いいたします。

また、今後の法制局等への説明資料として、

①「秘密保全法制の必要性について(案)」、

②「秘密保全法制による保護の対象とすべき秘密の分野(案)」

を作成いたしました。「別表案」についての検討にも関連すると思われることから、「別表案」とあわせて送らせていただきます。ご意見等ございましたら、その理由とあわせてご連絡をお願いいたします。

上記の3件について、

8月15日正午までに、

当方まで、ご回答をお願いいたします。また、ご意見等なき場合も、その旨ご連絡をいただければ幸いです。

なお、法案化作業については、今後開催される検討委員会の決定により開始される予定ですので、資料の取扱いについてはくれぐれもご注意ください。

また、検討委員会につきましては、お盆前に開催される可能性があります。日程については、改めてご連絡いたします。

ご多忙中恐縮ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]
[REDACTED]
(直)

Fax 03-3592-2307

Re:【照会】秘密保全法制に係る検討資料等の協議について

Re:【照会】秘密保全法制に係る検討資料等の協議について

送信日時: 2011年8月10日 16:56
宛先: 内閣職員107(内閣情報調査室)

内閣情報調査室
[redacted]

お世話になっております。
経済産業省の監物です。

法制化に向けた発注ですが、官房長官の全省庁に協力を依頼したとする発言を検討委員会の意志とするならば、以下作業発注から全省庁に発注すべきではないのでしょうか。
あるいは、全省庁に協力を依頼したものと明確にさせていただけますでしょうか。

現状のままですと、官房長官の発言要旨からだけでは、検討委員会が全省庁に対し法制化に向けた作業について決定しているとは、理解できるものではなく、経産省としては、以下発注については、ご協力できるものではないと判断します。

以上、ご回答のほど、よろしくお願いいたします。

〒100-8901 千代田区霞が関1-3-1
経済産業省 大臣官房 情報システム厚生課
監物 英樹
e-mail [redacted]
TEL : 03-3501-1512PHS (個人直通)
03-3501-0625 (課直通)
FAX : [redacted]

8/10 電話にて回答

- 全省の照会が必要なのはおっしゃる通り
- こちらとしては、関係者の方の一つとして照会させて頂いていただいていたところ。
- 現状、経産省として回答不要と判断されるのであれば、やむを得ない。
- 今後も必要な照会はさせて頂いたたく。

8月15日正午までに、

当方まで、ご回答をお願いいたします。また、ご意見等なき場合も、その旨ご連絡をいただければ幸いです。

なお、法案化作業については、今後開催される検討委員会の決定により開始される予定ですので、資料の取扱いについてはくれぐれもご注意願います。

また、検討委員会につきましては、お盆前に開催される可能性があります。日程については、改めてご連絡いたします。

ご多忙中恐縮ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

| 番号 | 分類(事項) | 具体例 | 理由 |
|----|--|--|---|
| 1 | 自衛隊の運用又はこれに関する見知り若しくは計画若しくは研究 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊の運用命令、行動基準、行動状況その他の運用状況や運用実態 ○ 自衛隊の運用に関する内外の諸情勢に関する見知り ○ 外部からの武力攻撃等が生じた場合の自衛隊の対処計画 ○ 自衛隊の効率的かつ効果的運用を目的とした研究 | |
| 2 | 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊が防衛に関し収集した通信信号、レーダー波等の電子信号及び人工衛星等を利用して地表面等の観測等により得た画像情報並びに総合的な分析成果 ○ 内閣情報会議が決定した情勢認識 ○ 合同情報会議が決定した情報評価書 ○ 情報収集衛星により入手した画像情報及びその分析成果 | |
| 3 | 2に掲げる情報の収集整理又はその能力 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 上記項目の情報の収集整理に関する自衛隊の活動状況、態勢、方法、計画等及び自衛隊における収集能力 ○ 内閣情報会議が決定した重点事項 ○ 画像情報収集重点、撮像重点、撮像計画 ○ 撮像能力その他の情報収集衛星システムの性能 | |
| 4 | 防衛力の整備に関する見知り若しくは計画又は研究 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 防衛力の整備に関する内外の諸情勢に関する見知り ○ 防衛力を整備するために作成する計画 ○ 将来の防衛力の方向性を策定することを目的とした研究 | |
| 5 | 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 武器、弾薬、航空機のほか船舶、車両、液体燃料、装備品の構成部品、プログラム等の種類や数量 | |
| 6 | 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊が作戦行動時において用いる通信網の拠点、経路、その容量等及び部隊等の使用するデータ通信の方式 | |
| 7 | 防衛の用に供する暗号その他2に掲げる情報の伝達の用に供する暗号 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊が作戦行動時において用いる暗号 ○ 情報収集衛星システムにおいて使用する暗号 | |
| 8 | 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 武器、弾薬、航空機等の形状、構造、能力、有効適切な操作方法等 | |
| 9 | 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 武器、弾薬、航空機等の製作、検査、修理又は試験に必要な知識及び技術 | |
| 10 | 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(6に掲げる事項を除く。) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊が作戦行動時において用いる施設の構造、材質、能力、仕様、用途 | |
| | [P]ロケットに係る技術その他の大量破壊兵器の製造に転用可能な重要な技術 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ロケット技術等 | |
| 11 | 我が国の主権、安全保障その他の外交上の重大な利益に係る外交の構想 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 領土問題の解決に向けた構想 ○ 北朝鮮との間の問題の解決に向けた構想 | |
| 12 | 我が国の主権、安全保障その他の外交上の重大な利益に係る外国政府又は国際機関との交渉の方針又は内容 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 領土問題に関する交渉の方針又は内容 ○ 北朝鮮との間の問題の解決に向けた交渉の方針又は内容 | |
| 13 | 外交に関し収集した外国、国際機関又は国際情勢に関する重要な情報 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 領土問題に関する相手国の方針に関する情報 ○ 北朝鮮当局の動向に関する情報 ○ 内閣情報会議が決定した情勢認識 ○ 合同情報会議が決定した情報評価書 ○ 情報収集衛星により入手した画像情報及びその分析成果 | |
| 14 | 13に掲げる情報の収集整理又はその能力 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 上記項目の情報の収集整理に関する活動状況、態勢、方法、計画等及び収集能力 ○ 内閣情報会議が決定した重点事項 ○ 画像情報収集重点、撮像重点、撮像計画 ○ 撮像能力その他の情報収集衛星システムの性能 | |
| 15 | 外交の用に供する暗号その他13に掲げる情報の伝達の用に供する暗号 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 外交暗号 ○ 情報収集衛星システムにおいて使用する暗号 | |
| 16 | テロリズムその他の公共の安全と秩序に重大な影響を及ぼす緊急事態に対処するための計画又は研究 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 重大テロが発生したときの警察庁及び都道府県警察における対応要領 ○ 重大テロ発生時における諸外国の対応要領を踏まえた研究 ○ テロ対処部隊・特殊警備隊の運用要領 | 特殊警備隊はテロ対処部隊の1つであり、海上保安庁のテロ対処部隊の名称のみを特記する必要がないため。 |
| 17 | 公共の安全と秩序の維持に関し収集した国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動に関する重要な情報 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国政府等による対日有害活動に関する内部情報等 ○ 国際テロ組織によるテロ関連活動に関する内部情報等 ○ 極左暴力集団・右翼等によるテロ等の暴力的活動に関する内部情報等 ○ 内閣情報会議が決定した情勢認識 ○ 合同情報会議が決定した情報評価書 ○ 情報収集衛星により入手した画像情報及びその分析成果 | |
| 18 | 17に掲げる情報の収集整理又はその能力 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 上記項目の情報の収集整理に関する活動状況、態勢、方法、計画等及び収集能力 ○ 内閣情報会議が決定した重点事項 ○ 画像情報収集重点、撮像重点、撮像計画 ○ 撮像能力その他の情報収集衛星システムの性能 | |
| 19 | 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他17に掲げる情報の伝達の用に供する暗号 | <ul style="list-style-type: none"> ○ テロ対処部隊がテロ対処時において用いる暗号 ○ 警察庁と都道府県警察の間、公安調査庁本庁と公安調査局の間等における重要な情報の伝達に用いる暗号 ○ 情報収集衛星システムにおいて使用する暗号 | |

いしているところですが、それと並行して、法制化に向けた作業も進めていきたいと考えております。

今般、秘密の範囲に関し、関係省庁との議論を踏まえて「別表案」を作成いたしましたので、ご意見等ございましたら、その理由と併せて、当方までご連絡をお願いいたします。

「別表案」につきましては、議論のたたき台として提示するものです。これを基に、実際に秘密を保有する各省庁等から建設的なご提案をいただいて、最終的な「事項」を完成させたいという趣旨で今回の照会をさせていただいております。

したがって、ご意見等を提出される場合には、照会の趣旨をご理解いただき、その修正案に加えて、具体的にはどのような内容を本法制の秘密としたいのか、そして、それを秘匿する必要性は何かについて、具体的にご教示いただきますようお願いいたします。

また、今後の法制局等への説明資料として、

①「秘密保全法制の必要性について(案)」

②「秘密保全法制による保護の対象とすべき秘密の分野(案)」

を作成いたしました。「別表案」についての検討にも関連すると思われることから、「別表案」とあわせて送らせていただきます。ご意見等ございましたら、その理由とあわせてご連絡をお願いいたします。

上記の3件について、

8月15日正午までに、

当方まで、ご回答をお願いいたします。また、ご意見等なき場合も、その旨ご連絡をいただければ幸いです。

なお、法案化作業については、今後開催される検討委員会の決定により開始される予定ですので、資料の取扱いについてはくれぐれもご注意願います。

また、検討委員会につきましては、お盆前に開催される可能性があります。日程については、改めてご連絡いたします。

ご多忙中恐縮ですが、どうぞよろしくをお願いいたします。

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

安危からの意見(秘密の範囲)に対する回答について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年9月16日 12:18

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

内閣官房副長官補(安危)付 総括班 丸山様

いつも大変お世話になっております。

先ほど、お電話でご依頼いただいた件については、次のとおりです。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○安危からの意見

[Redacted content]

○回答

[Redacted content]

内閣官房内閣情報調査室総務部

(直)

Fax 03-3592-2307

Re:【経産省 照会】秘密保全法制に係る検討資料等の協議について

Re:【経産省 照会】秘密保全法制に係る検討資料等の協議について

送信日時: 2011年8月11日 20:38
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)

内閣官房内閣情報調査室
様

いつも大変お世話になっております。
経済産業省の監物です。

別表案について、一点照会させていただきます。
よろしくお願いいたします。

ロケット技術等の話については、
今後の検討課題である旨、
監物氏に口頭にて回答済み

<照会事項>

・ロケット技術
①ロケット技術に関しては、ロケット等に係る秘密保全指針がすでに存在しているが、本報告書で検討している秘密保全のための法律と上記指針との役割の切り分けはどのように考えているのか。

〒100-8901 千代田区霞が関1-3-1
経済産業省 大臣官房 情報システム厚生課
監物 英樹
e-mail : [REDACTED]
TEL : 03-3501-1512PHS [REDACTED] (個人直通)
03-3501-0625 (課直通)
FAX : [REDACTED]

RE:【照会】秘密保全法制に係る検討資料等の協議について

送信日時: 2011年8月15日 10:37
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
添付ファイル: 20110801 別表案(各省照会版)外務②.xlsx (20 KB)

様

現在当省で検討中の案は別添のとおりです。

外務省 大臣官房総務課
課長補佐 伊藤 英一
TEL 03-5501-8000 (内線 [redacted])
直通 [redacted]
FAX [redacted]
E-mail: [redacted]

-----Original Message-----

From: [redacted] [mailto:[redacted]]
Sent: Monday, August 01, 2011 6:03 PM
To: [redacted]

Subject: 【照会】秘密保全法制に係る検討資料等の協議について

関係省庁等担当各位

いつも大変お世話になっております。

法制有識者会議の報告書については、7月27日に各省及び各有識者委員に送付し、最終的なご確認をお願いしているところですが、それと並行して、法制化に向けた作業も進めていきたいと考えております。

今般、秘密の範囲に関し、関係省庁との議論を踏まえて「別表案」を作成いたしましたので、ご意見等ございましたら、その理由と併せて、当方までご連絡をお願いいたします。

「別表案」につきましては、議論のたたき台として提示するものです。これを基に、実際に秘密を保有する各省庁等から建設的なご提案をいただいて、最終的な「事項」を完成させたいという趣旨で今回の照会をさせていただいております。

したがって、ご意見等を提出される場合には、照会の趣旨をご理解いただき、その修正案に加えて、具体的にはどのような内容を本法制の秘密としたいのか、そして、それを秘匿する必要性は何かについて、具体的にご教示いただきますようお願いいたします。

また、今後の法制局等への説明資料として、

①「秘密保全法制の必要性について(案)」

②「秘密保全法制による保護の対象とすべき秘密の分野(案)」

を作成いたしました。「別表案」についての検討にも関連すると思われることから、「別表案」とあわせて送らせていただきます。ご意見等ございましたら、その理由とあわせてご連絡をお願いいたします。

上記の3件について、

8月15日正午までに、

当方まで、ご回答をお願いいたします。また、ご意見等なき場合も、その旨ご連絡をいただければ幸いです。

なお、法案化作業については、今後開催される検討委員会の決定により開始される予定ですので、資料の取扱いについてはくれぐれもご注意願います。

また、検討委員会につきましては、お盆前に開催される可能性があります。日程については、改めてご連絡

結いたします。

ご多忙中恐縮ですが、どうぞよろしく願いいたします。

内閣官房内閣情報調査室総務部

[Redacted]

(直)

Fax 03-3592-2307

秘密の範囲 別表事項案

機密性2情報

取扱注意

緑字は外務省コメント

※ 青字は自衛隊法の別表第四に掲げる事項と同じ
 ※ 赤字は内閣官房の秘密の具体例

| 番号 | 分類(事項) | 具体例 |
|----|--|---|
| 1 | 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊の運用命令、行動基準、行動状況その他の運用状況や運用実態 ○ 自衛隊の運用に関する内外の諸情勢に関する見積り ○ 外部からの武力攻撃等が生じた場合の自衛隊の対処計画 ○ 自衛隊の効率的かつ効果的運用を目的とした研究 |
| 2 | 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊が防衛に関し収集した通信信号、レーダー波等の電子信号及び人工衛星等を利用して地表面等の観測等により得た画像情報並びに総合的な分析成果 ○ 内閣情報会議が決定した情勢認識 ○ 合同情報会議が決定した情報評価書 ○ 情報収集衛星により入手した画像情報及びその分析成果 |
| 3 | 2に掲げる情報の収集整理又はその能力 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 上記項目の情報の収集整理に関する自衛隊の活動状況、態勢、方法、計画等及び自衛隊における収集能力 ○ 内閣情報会議が決定した重点事項 ○ 画像情報収集重点、撮像重点、撮像計画 ○ 撮像能力その他の情報収集衛星システムの性能 |
| 4 | 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 防衛力の整備に関する内外の諸情勢に関する見積り ○ 防衛力を整備するために作成する計画 ○ 将来の防衛力の方向性を策定することを目的とした研究 |
| 5 | 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 武器、弾薬、航空機のほか船舶、車両、液体燃料、装備品の構成部品、プログラム等の種類や数量 |
| 6 | 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊が作戦行動時において用いる通信網の拠点、経路、その容量等及び部隊等の使用するデータ通信の方式 |
| 7 | 防衛の用に供する暗号その他2に掲げる情報の伝達の用に供する暗号 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊が作戦行動等において用いる暗号 ○ 情報収集衛星システムにおいて使用する暗号 |
| 8 | 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの 仕様、性能又は使用方法 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 武器、弾薬、航空機等の形状、構造、能力、有効適切な操作方法等 |
| 9 | 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの 製作、検査、修理又は試験の方法 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 武器、弾薬、航空機等の製作、検査、修理又は試験に必要な知識及び技術 |
| 10 | 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(6に掲げる事項を除く。) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊が作戦行動等において用いる施設の構造、材質、能力、仕様、用途 |
| | 【P】ロケットに係る技術その他の大量破壊兵器の製造に転用可能な重要な技術 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ロケット技術等 |

| 番号 | 分類(事項) | 具体例 |
|----|--|--|
| 11 | 我が国の主権、安全保障その他の外交上の重大な利益に係る外交の構想 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 領土問題の解決に向けた構想 ○ 北朝鮮との間の問題の解決に向けた構想 <p>(法制局には、以下の事項が含まれることを説明する(機密性2)。) 下記外交機密のうち、ア、イ、ウ、エ、オ、ク (理由: 対外的には例示はしないが、実際にはこうした分野で特別秘密に指定する可能性があることを、事前に法制局の了解を得るため)</p> |
| 12 | 我が国の主権、安全保障その他の外交上の重大な利益に係る外国政府又は国際機関との交渉の方針又は内容 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 領土問題に関する交渉の方針又は内容 ○ 北朝鮮との間の問題の解決に向けた交渉の方針又は内容 <p>(法制局には、以下の事項が含まれることを説明する(機密性2)。) 下記外交機密のうち、ア、イ、ウ、エ、オ、ク (理由: 対外的には例示はしないが、実際にはこうした分野で特別秘密に指定する可能性があることを、事前に法制局の了解を得るため)</p> |
| 13 | 外交に関し収集した外国、国際機関又は国際情勢に関する重要な情報 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 領土問題に関する相手国の方針に関する情報 ○ 北朝鮮当局の動向に関する情報 ○ 情報保護協定に基づき外国から提供される重要な情報 (理由: 外交機密として取り扱う旨規定されている情報防護協定もあり(日米GSOMIA等)、具体例に書くことが適当) ○ 内閣情報会議が決定した情勢認識 ○ 合同情報会議が決定した情報評価書 ○ 情報収集衛星により入手した画像情報及びその分析成果 <p>(法制局には、以下の事項が含まれることを説明する(機密性2)。) 下記外交機密のうち、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、ク</p> |
| 14 | 13に掲げる情報の収集整理又はその能力 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 上記項目の情報の収集整理に関する活動状況、態勢、方法、計画等及び収集能力 ○ 内閣情報会議が決定した重点事項 ○ 画像情報収集重点、撮像重点、撮像計画 ○ 撮像能力その他の情報収集衛星システムの性能 <p>(法制局には、以下の事項が含まれることを説明する(機密性2)。) 下記外交機密のうち、カ (理由: 対外的には例示はしないが、実際にはこうした分野で特別秘密に指定する可能性があることを、事前に法制局の了解を得るため)</p> |

| 番号 | 分類(事項) | 具体例 |
|----|----------------------------------|--|
| 15 | 外交の用に供する暗号その他13に掲げる情報の伝達の用に供する暗号 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 外交暗号 ○ 情報収集衛星システムにおいて使用する暗号 |

| | | |
|----|---|--|
| 16 | テロリズムその他の公共の安全と秩序に重大な影響を及ぼす緊急事態に対処するための計画又は研究 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 重大テロが発生したときの警察庁及び都道府県警察における対応要領 ○ 重大テロ発生時における諸外国の対応要領を踏まえた研究 ○ テロ対処部隊・特殊警備隊の運用要領 |
| 17 | 公共の安全と秩序の維持に関し収集した国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動に関する重要な情報 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国政府等による対日有害活動に関する内部情報等 ○ 国際テロ組織によるテロ関連活動に関する内部情報等 ○ 極左暴力集団・右翼等によるテロ等の暴力的活動に関する内部情報等 ○ 内閣情報会議が決定した情勢認識 ○ 合同情報会議が決定した情報評価書 ○ 情報収集衛星により入手した画像情報及びその分析成果 |
| 18 | 17に掲げる情報の収集整理又はその能力 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 上記項目の情報の収集整理に関する活動状況、態勢、方法、計画等及び収集能力 ○ 内閣情報会議が決定した重点事項 ○ 画像情報収集重点、撮像重点、撮像計画 ○ 撮像能力その他の情報収集衛星システムの性能 |
| 19 | 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他17に掲げる情報の伝達の用に供する暗号 | <ul style="list-style-type: none"> ○ テロ対処部隊がテロ対処時において用いる暗号 ○ 警察庁と都道府県警察の間、公安調査庁本庁と公安調査局の間等における重要な情報の伝達に用いる暗号 ○ 情報収集衛星システムにおいて使用する暗号 |

(外交機密の分野)



(公安庁)Re:【照会】秘密保全法制に係る検討資料等の協議について

送信日時: 2011年8月15日 11:04

宛先: 内閣職員107(内閣情報調査室)

CC:

内閣情報調査室総務部

平素大変お世話になっております。公安調査庁の[]です。

さて、照会いただきました「別表事項案」等につきまして、当庁からは特段の意見等はありません。

よろしく申し上げます。

〒100-0013

東京都千代田区千代田1-1-1

公安調査庁総務部総務課審理室

室長補佐 []

Tel 03-3592-5711(Ex [])

[](直通)

Fax []

e-mail []

[] wrote:

- > 関係省庁等担当各位
- >
- > いつも大変お世話になっております。
- >
- > 法制有識者会議の報告書については、7月27日に各省及び各有識者委員に送付し、最終的なご確認をお願いしているところですが、それと並行して、法制化に向けた作業も進めていきたいと考えております。
- > 今般、秘密の範囲に関し、関係省庁との議論を踏まえて「別表案」を作成いたしましたので、ご意見等ございましたら、その理由と併せて、当方までご連絡をお願いいたします。
- > 「別表案」につきましては、議論のたたき台として提示するものです。これを基に、実際に秘密を保有する各省庁等から建設的なご提案をいただいて、最終的な「事項」を完成させたいという趣旨で今回の照会をさせていただいております。
- > したがって、ご意見等を提出される場合には、照会の趣旨をご理解いただき、その修正案に加えて、具体的にはどういう内容を本法制の秘密としたいのか、そして、それを秘匿する必要性は何かについて、具体的にご教示いただきますようお願いいたします。
- >
- > また、今後の法制局等への説明資料として、
- > ①「秘密保全法制の必要性について(案)」、
- > ②「秘密保全法制による保護の対象とすべき秘密の分野(案)」
- > を作成いたしました。「別表案」についての検討にも関連すると思われることから、「別表案」とあわせて送らせていただきます。ご意見等ございましたら、その理由とあわせてご連絡をお願いいたします。
- >
- > 上記の3件について、
- >
- > 8月15日正午までに、
- >
- > 当方まで、ご回答をお願いいたします。また、ご意見等なき場合も、その旨ご連絡をいただければ幸いです。
- >
- > なお、法案化作業については、今後開催される検討委員会の決定により開始される予定ですので、資料の取扱いについてはくれぐれもご注意願います。
- >
- > また、検討委員会につきましては、お盆前に開催される可能性があります。日程については、改めてご連絡いたします。

>
> ご多忙中恐縮ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

> *****
> 内閣官房内閣情報調査室総務部

> [Redacted]
> (直)

> Fax 03-3592-2307

> *****

(公安庁)追加連絡

送信日時: 2011年8月15日 11:37
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)

内閣情報調査室総務部

様

お世話になっております。公安調査庁の[]です。先ほど、「別表事項案」等につき、当庁から特段の意見等はない旨回答させていただいたところ、大変申し訳ありませんが、一点、語句の修正をお願いさせていただきます。

当該箇所は、分類19の具体例にある「公安調査庁本庁」です。これを「公安調査庁」と修正いただきますようお願いいたします。修正理由は、「公安調査庁」というのが正式な名称となるためです。

ただし、具体例の部分の修正ですので、それほど本質的な意味がないかもしれません。内閣情報調査室におかれて、「本庁」という表現をつけた方が良くと判断される特段の理由等がある場合は、修正いただかなくても結構かと考えております。その場合は、参考まで一報ご連絡いただけますと幸いです。

お忙しいところ、ご迷惑をおかけして申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

〒100-0013
東京都千代田区霞ヶ関1-1-1
公安調査庁総務部総務課審理室
室長補佐 []

Tel 03-3592-5711 (Ex []
[]直通)

Fax []
e-mail []

[] wrote:

- > 関係省庁等担当各位
- >
- > いつも大変お世話になっております。
- >
- > 法制有識者会議の報告書については、7月27日に各省及び各有識者委員に送付し、最終的なご確認をお願いしているところですが、それと並行して、法制化に向けた作業も進めていきたいと考えております。
- > 今般、秘密の範囲に関し、関係省庁との議論を踏まえて「別表案」を作成いたしましたので、ご意見等ございましたら、その理由と併せて、当方までご連絡をお願いいたします。
- > 「別表案」につきましては、議論のたたき台として提示するものです。これを基に、実際に秘密を保有する各省庁等から建設的なご提案をいただいて、最終的な「事項」を完成させたいという趣旨で今回の照会をさせていただいております。
- > したがって、ご意見等を提出される場合には、照会の趣旨をご理解いただき、その修正案に加えて、具体的にはどのような内容を本法制の秘密としたいのか、そして、それを秘匿する必要性は何かについて、具体的にご教示いただけますようお願いいたします。
- >
- > また、今後の法制局等への説明資料として、
- > ①「秘密保全法制の必要性について(案)」、
- > ②「秘密保全法制による保護の対象とすべき秘密の分野(案)」
- > を作成いたしました。「別表案」についての検討にも関連すると思われることから、「別表案」とあわせて送らせていただきます。ご意見等ございましたら、その理由とあわせてご連絡をお願いいたします。
- >
- > 上記の3件について、
- >
- > 8月15日正午までに、
- >
- > 当方まで、ご回答をお願いいたします。また、ご意見等なき場合も、その旨ご連絡をいただければ幸いです。
- >

> なお、法案化作業については、今後開催される検討委員会の決定により開始される予定ですので、資料の取扱いについてはくれぐれもご注意願います。

> また、検討委員会につきましては、お盆前に開催される可能性があります。日程については、改めてご連絡いたします。

> ご多忙中恐縮ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

> *****

> 内閣官房内閣情報調査室総務部


> 

> (直)

> Fax 03-3592-2307

> *****

- > 上記の3件について、
- >
- > 8月15日正午までに、
- >
- > 当方まで、ご回答をお願いいたします。また、ご意見等なき場合も、その旨ご連絡をいただければ幸いです。
- >
- > なお、法案化作業については、今後開催される検討委員会の決定により開始される予定ですので、資料の取扱いについてはくれぐれもご注意願います。
- >
- > また、検討委員会につきましては、お盆前に開催される可能性があります。日程については、改めてご連絡いたします。
- >
- > ご多忙中恐縮ですが、どうぞよろしくをお願いいたします。

> *****
> 内閣官房内閣情報調査室総務部
> 
> (直)
> Fax 03-3592-2307
> *****

注 意

特に嚴重な取り扱い
を要する。

平成 23 年 8 月 15 日
防衛省調査課情報保全企画室

内閣情報調査室 御中

「別表事項案」等に関する意見等について（回答）

標記について、以下のとおり、意見等を提出します。

1 「別表事項案」について

- 番号5の「武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物」については、次のとおり、修正していただきたい。なお、これに併せて、同様の標記がある番号8及び9についても修正をしていただきたい。

【修正案】

「武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物～」

↓

「武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物～」

【理由】

現行の自衛隊法別表第四第五号には、「武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。）」とあるが、そもそも自衛隊法における「武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物」というフレーズの中には「船舶」は含まないと解されている（※）ところ。しかしながら、同法別表第四の作成に当たって、「船舶」の種類や数量、又は性能なども他の「武器、弾薬、航空機」のそれと等しく防衛秘密の事項としてなり得ることから、「船舶を含む」と規定された経緯がある。

今回、新法において「武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物」と規定し、それが自衛隊法とは別の法律における規定であることから、新たな解釈として、「その他の防衛の用に供する物」に「船舶」は含まれるとの解釈もできないことはないと思われるが、爾後に、無用の議論を惹起させる可能性を防ぐとともに、明確化を図る観点から、上記修正案のとおり、修正いただきたい。

（※）自衛隊法第121条に「武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物」と規定されているところ、同条の規定は、それらの物が損壊等された場合における処罰規定であり、刑法第261条の特別法として置かれている。刑法第261条の規定は、「船舶」を含んでいない（「船舶」は同法第260条が適用される）ため、自衛隊法第121

条に規定する「その他の防衛の用に供する物」にも「船舶」は含まれないと解されている。

<量刑>

- ・自衛隊法第 121 条：懲役 5 年以下、罰金 5 万円以下
- ・刑法第 260 条：懲役 5 年以下
- ・平方第 261 条：懲役 3 年以下、罰金・科料 30 万円以下

2 「秘密保全法制の必要性について (案)」について

- 「3 現行法令の問題点」の 3 パラ部分について、以下のとおり、修正していただきたい。

【修正案】

また、自衛隊法については、～

【理由】

「防衛秘密」に係るセキュリティ・クリアランスに関しては、別途、訓令等において制度化されているところ、したがって、「防衛秘密」について、セキュリティ・クリアランスに関する規定がないわけではなく、「自衛隊法には～セキュリティ・クリアランスに関する規定がない」と記述したほうがより正確であると考えます。

別表第四 (第九十六条の二関係)

- 一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- 二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- 三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力
- 四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- 五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物 (船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。)の種類又は数量
- 六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- 七 防衛の用に供する暗号
- 八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの**の仕様、性能又は使用方法**
- 九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの**の製作、検査、修理又は試験の方法**
- 十 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途 (第六号に掲げるものを除く。)

| 自衛隊法 | 刑法 |
|---|--|
| <p><u>第二百一十一条 自衛隊の所有し、又は使用する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物を損壊し、又は傷害した者は、五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>第二百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。</p> <p>2 前項の未遂罪は、罰する。</p> <p>3 過失により、第一項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。</p> <p>4 第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。</p> <p>5 第二項の罪を犯した者又は前項の罪を犯した者のうち第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。</p> <p>6 第一項から第四項までの罪は、刑法第三条の例に従う。</p> | <p>第四十章 毀棄及び隠匿の罪 (公用文書等毀棄)</p> <p>第二百五十八条 公務所の用に供する文書又は電磁的記録を毀棄した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。 (私用文書等毀棄)</p> <p>第二百五十九条 権利又は義務に関する他人の文書又は電磁的記録を毀棄した者は、五年以下の懲役に処する。 (建造物等損壊及び同致死傷)</p> <p><u>第二百六十条 他人の建造物又は艦船を損壊した者は、五年以下の懲役に処する。よつて人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。</u> (器物損壊等)</p> <p>第二百六十一条 前三条に規定するもののほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。 (自己の物の損壊等)</p> <p><u>第二百六十二条 自己の物であっても、差押えを受け、物権を負担し、又は賃貸したものを損壊し、又は傷害したときは、前三条の例による。</u></p> |

第1章 わが国の防衛の基本的考え方

わが国の安全保障を確保する方策

第1章

わが国の防衛の基本的考え方

平和と安全は、国民が安心して生活し、国が発展と繁栄を続けていく上で不可欠である。また、一国の独立は、国が政治、経済、社会のあり方を自ら決定し、その文化、伝統や価値観を保つため、守らねばならないものである。平和、安全および独立は、願望するだけでは確保できない。ますます相互依存関係を深めている国際社会の現状を踏まえ、自らの防衛力とともに、外交努力、同盟国や国際社会との協力などのさまざまな施策を総合的に講じることによって、初めて確保できるものである。

特に、資源や食糧の海外依存度が高く、自由貿易に発展と繁栄の基盤を置くわが国にとっては、国際社会の平和と協調の維持がきわめて重要である。このため、わが国は、日米同盟¹ 関係をはじめとする二国間の協力関係を強化しつつ、アジア太平洋地域での地域的協力や国際連合(国連)への協力などを積極的に進め、紛争・対立の防止や解決、経済の発展、軍備管理・軍縮の促進、海洋の安全確保、相互理解と信頼関係の増進などを図っている。また、わが国は、国内においても、国民生活を安定させ、国を守るという国民の気概の充実を図り、侵略を招くような隙を生じさせないよう、経済や教育などの分野においてさまざまな施策を講じ、安全保障基盤の確立を図っている。

他方、国際社会の現実を見れば、非軍事的手段による努力だけでは、必ずしも外部からの侵略を未然に防止できず、また万一侵略を受けた場合にこれを排除することもできない。防衛力は、侵略を排除する国家の意思と能力を表す安全保障の最終的担保であり、その機能はほかのいかなる手段によっても代替できない。このため、I部でも概観したような多様で複雑かつ重層的な安全保障課題や不安定要因に起因するさまざまな事態に的確に対応する防衛力は必要不可欠である。また、わが国を取り巻く安全保障環境を改善してわが国に対する脅威の発生を予防するという観点から、アジア太平洋地域における協力、国際社会の一員としての協力などの分野で防衛力が果たす役割の重要性は増している。以上のような要素を踏まえ、わが国は、適切な防衛力の整備を進めることとしている。こうした自らの適切な防衛力が、日米安全保障体制(日米安保体制)と相まって、隙のない防衛態勢を構築することで、わが国の安全が確保されている。

わが国は、安全保障における防衛力の重要な役割を認識した上で、さまざまな分野における努力を尽くすことにより、わが国の安全を確保するとともに、アジア太平洋地域、ひいては世界の平和と安全を目指している。

1 一般的には、日米安保体制を基盤として、日米両国がその基本的価値および利益をともにする国として、安全保障面をはじめ、政治および経済の各分野で緊密に協調・協力していくような関係を意味する。

秘密保全法制に係る検討資料の意見について

送信日時: 2011年8月15日 11:20
宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)
添付ファイル: 内調への意見0815.jtdc (12 KB)

お世話になります。警察庁の[]です。

先般いただきました秘密保全法制の資料について、意見を出したいと思っておりますのでよろしくお願いします。

意見は、

秘密保全法制の必要性について(案)

の1(1) 国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出事案は
との部分を削除願うことです。

期限ぎりぎりになりまして申し訳ございませんが、よろしくお願いします。

警察庁 警備企画課

03-3581-0141 内線 []

警察庁 [] 氏の電話聴取

- 前件依頼は本文中のみ、別紙1については、「等」で読み込むのでかまわない。
- 当該事案に関する中間的見解で、情報3つえいかぜうかを含めて調査中としておく、情報3つえいと認めただけではない。

国際テロ対策に係るデータのインターネット上
への掲出事案に関する中間的見解等について

平成22年12月

警 察 庁

目次

捜査及び調査が行われていることに伴う記載上の制約

| | |
|---|----|
| はじめに | 1 |
| 1. これまでの調査の概要 | 2 |
| (1) 本事案認知の経緯 | |
| (2) インターネット上に本件データが掲出された状況 | |
| (3) 本件データを掲出した発信元 | |
| (4) 警察が保有する情報の外部への持ち出しの可能性 | |
| 2. 本件データの評価 | 6 |
| (1) 本件データと警察が保有する情報との関係 | |
| (2) 本件データに含まれる情報が警察が作成し、又は保管しているものであるか否かを個別に明らかにすることの適否 | |
| 3. 国家公安委員会から指示された事項に関する警察の取組状況及び今後の方針 | 8 |
| (1) 捜査及び調査の徹底 | |
| (2) 個人情報が発出された者に対する保護その他の警察措置 | |
| (3) 情報保全の徹底・強化 | |
| おわりに | 11 |

捜査及び調査が行われていることに伴う記載上の制約

本文書は、警察庁において、国際テロ対策に係るデータのインターネット上への提出事案に関する中間的見解等を取りまとめたものであるが、同事案については、現在、正に捜査及び調査が行われているところであることから、法令上公にできない事項及び今後の捜査又は調査に支障を及ぼすおそれのある事項を記載していないことについて、御理解いただきたい。

はじめに

国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出事案（以下「本事案」という。）については、本年10月の認知以来、警察において、インターネット上に掲出されている114点のデータ（以下「本件データ」という。）につき、その掲出された経緯等に関し広範囲かつ集中的に調査を実施し、事実の究明に努めてきた。また、関係者に対して所要の初動的措置を講ずるとともに、部内の情報の保全の徹底を図ってきた。さらに、現在、警視庁においては、厳正に捜査が進められているところである。

警察では、このような諸対策を講じてきたところであるが、12月9日、国家公安委員会から、次の3点について指示が行われた。

- 本件に対する捜査及び調査の徹底
- 個人情報が出された者に対する保護その他の警察措置
- 情報保全の徹底・強化

警察庁では、この指示を重く受け止め、警察における取組みを一層強化した。現在、これらの取組みは、なお継続中であるものの、これまでの調査の概要並びに国家公安委員会から指示された事項に関する警察の取組状況及び今後の方針につき速やかに報告し、公表することが、警察に対する国民の信頼を確保する上で重要であると判断したことから、ここに中間的見解等を取りまとめたものである。

1. これまでの調査の概要

(1) 本事案認知の経緯

本年10月29日午後9時頃、本件データがファイル共有ソフト「ウィニー(Winny)」のネットワーク上に掲出されている旨の通報が、神奈川県警察本部に対してなされた。その後、同警察本部から警察庁に対して、報告がなされ、本事案を認知した警察庁は、警視庁に連絡を行い、警察庁及び警視庁において、緊密に連携し、それぞれ調査を開始した。

(2) インターネット上に本件データが掲出された状況

本件データは、「zip」と呼ばれるファイル形式で一つにまとめられ、「ウィニー」ネットワーク上で受信・閲覧可能な状態に置かれていた。当該受信・閲覧可能なデータを蔵置していたコンピュータの中には、国外のIPアドレスを使用するものが含まれていた。

なお、「zip」ファイルの名称には、「[仁義なきキンタマ][殺人](20101024-213413)警官が流出したファイル(Antinny除去済み)(4).zip」等の複数の異なるものがあり、その中には「Antinny」*¹と呼ばれるコンピュータ・ウイルスに感染してインターネット上に掲出されるファイルの名称の特徴と類似するものが含まれていた。しかし、「Antinny」に感染した場合には、感染したコンピュータのデスクトップ画面の画像、当該コンピュータにおいて送受信されたメール等も公開されることが一般的であるが、本件データにはこうした特徴は認められなかった。

「ウィニー」ネットワークを介した掲出以外にも、「WikileaksJapan」と名付けられたウェブサイト*²に本件データに含まれる情報の一部が掲出された事実が確認されたほか、いわゆる簡易投稿サイトに同ウェブサイトを周知するための投稿が行われた事実、大手プロバイダが提供するオンラインストレージサービス*²により本件データがインターネット上に掲出された事実等も確認された。

なお、本件データのうち、108点については「pdf」と呼ばれるファイル形

*1 「ウィニー」を介して感染するウイルスで、感染したコンピュータ内のファイルを「ウィニー」を介して外部に公開する性質を有する。一般に「暴露ウイルス」と呼ばれる。

*2 利用者が、専用のサーバにインターネットを介して文書、画像等のデータを保存できるサービス。保存されたデータを第三者に公開できる機能を備えたものもある。

式、6点については「html」と呼ばれるファイル形式で、それぞれ作成されていた。これらのファイルの作成日は、当該ファイルのプロパティの記録によると、「pdf」ファイルについては平成22年5月2日から同月4日までの間、「html」ファイルについては平成22年5月1日とされている。

他方、本件データに含まれる情報の一部には、その作成日に関する記載があり、当該記載のうち最も古いものは平成16年3月、最も新しいものは平成21年1月である。

(3) 本件データを掲出した発信元

本件データがインターネット上に掲出されたことにより、11月13日及び14日に開催されたAPEC首脳会議に向けた警察活動に支障が生じ、業務が妨害されたことなどから、警視庁は、本件データを掲出した発信元等について捜査を行っている。

(2)のとおり、本件データは「ウィニー」ネットワーク上への掲出、ウェブサイトへの掲出等の複数の方法によりインターネット上に掲出されており、また、本件データがインターネット上に掲出された事実がいわゆる簡易投稿サイトへの投稿等により周知されるなど、本件データの発信元の特定に当たり解明すべきIPアドレス等は多数に上る。

警視庁は、それらの関係する多数のIPアドレス等につき、国内外のプロバイダ等の協力を得て解明を進めるとともに、12月3日以降は、偽計業務妨害罪で差押許可状により関係するプロバイダに対する差押えを随時実施し、IPアドレスに係る契約者情報、接続ログ等を印刷した書類等を差し押さえるなど、IPアドレス等についての必要な捜査を推進している。

捜査を進める過程で、本件データのインターネット上への掲出に当たっては、国外のサーバが使用された事実、複数のサーバが使用された事実等が確認されており、このようなサーバに係るIPアドレス等の解明のための関係国等への協力要請を含め、現在、所要の捜査を継続している。

(4) 警察が保有する情報の外部への持ち出しの可能性

警察においては、個人に関する情報のほか、機密性の高い情報を多く取り扱っていることから、特に厳格な情報の管理が求められ、業務で用いるコンピュータ及びネットワークについては、原則としてインターネット等の外部のネットワークとは接続していない。このため、一般に、警察が保有する情

報をインターネット上に掲出するためには、部内のコンピュータ及びネットワーク内に記録されている情報を外部記録媒体に記録した後、同媒体を用いてインターネット上に掲出するなどの方法による必要がある。そこで、警察庁及び警視庁において、本件データに含まれる情報に係る所属について、次のとおり必要な対応をとっている。

ア 警察庁

警察庁では、警察庁警備局外事情報部国際テロリズム対策課（以下「国際テロリズム対策課」という。）に配備されているコンピュータを対象に、外部記録媒体の使用履歴及びネットワーク内におけるメールの送受信状況に関する調査を実施した。

警察庁の庁内LANである警察庁WANシステムの端末については、外部記録媒体の使用履歴が証跡として保存されることから、国際テロリズム対策課に配備されている警察庁WANシステムの端末につき、それらの外部記録媒体使用状況に係る調査を行った（保存されている約120万件の証跡を対象とするもの）。

また、警察庁WANシステム内に記録された情報が電子メールにより他所属に送信され、これを当該他所属において外部記録媒体に記録した可能性も排除されないことから、国際テロリズム対策課における電子メールの送受信履歴に関し、その送信日時、送信者、宛先、件名、添付ファイル等について調査を行った（保存されている約30万件の送受信履歴を対象とするもの）。

イ 警視庁

警視庁では、警察庁とほぼ同様の調査を実施し、外部記録媒体の使用履歴等を検証中である。

ただし、警視庁公安部外事第三課（以下「外事第三課」という。）内で使用されているコンピュータの中には、外部記録媒体の使用履歴の証跡管理その他の管理が不十分と思われるものが一部存在することが判明するなど、外部記録媒体を用いた情報の持ち出しが可能であったことは否定できない。

このため、(2)のとおり、本件データに含まれる情報の一部に記載された作成日のうち最も古いものが平成16年3月であることから、同年以降に外事第三課に在籍した者を中心に、約380名の警察職員等を抽出して聞き取りを行うとともに、個人が保有するコンピュータ等の提出を受け解析を

行うなど、警察情報の外部持ち出しの有無について、幅広く捜査及び調査を行っている。

さらに、外事第三課内で使用されているコンピュータ及び外部記録媒体の中に保存されているデータは、膨大な量に上るが、それらに関し、そのファイル形式、ファイル名称、ファイル作成日時、ファイル保存日時、ファイルサイズ等について、集中的な捜査及び調査を行っている。

2. 本件データの評価

(1) 本件データと警察が保有する情報との関係

警察では、本件データが、警察が作成し、又は保管しているデータと同一のものであるかを確認するため、必要な調査を行っている。

本件データ全てについて、そのファイル形式、ファイル名称、ファイル作成日時、ファイル保存日時、ファイルサイズ等を調査したが、現時点、警察が保有するデータの中には、本件データとファイル形式等が同一のものは存在しないと認められる。

本件データに含まれる情報に着目した調査については、情報の内容、様式及び体裁の分析、関係職員からの聞き取り等を行ったところ、本件データには、警察職員が取り扱った蓋然性が高い情報が含まれていると認められた。

なお、警察が保有するデータの容量は極めて膨大なものであることなどから、現在も警察において調査を継続中である。

(2) 本件データに含まれる情報が警察が作成し、又は保管しているものであるか否かを個別に明らかにすることの適否

(1)のとおり、本件データには、警察職員が取り扱った蓋然性が高い情報が含まれていると認められるものの、本件データには、次のように個人情報とみられるものが含まれることなどから、それらが警察が作成し、又は保管しているものであるか否かを個別に警察として明らかにすることの適否については、慎重に判断する必要がある。

ア 個人又は団体に関する情報とみられるものについて、当該情報が実在する個人又は団体に関して警察が作成し、又は保管しているものであることを個別に明らかにすることは、個人又は団体の権利利益を害するおそれがある。

イ 関係国との個別のテロ対策に係る協力関係に関する情報とみられるものについて、当該情報に記載された関係国との協力が実際に警察により行われていたことを個別に明らかにすることは、関係国との信頼関係を損なうおそれがある。

ウ 警察による情報収集活動等に関する情報とみられるものについて、当該情報が実際に警察のものであることを個別に明らかにすることは、対象勢力により対抗措置を講じられることとなるなど、公共の安全と秩序の維持及び以後の警察による情報収集活動等の適切な遂行に支障を及ぼすおそれ

がある。

本件データはいずれも、アからウまでのいずれかの理由により、それが警察が作成し、又は保管しているものであるか否かを個別に警察として明らかにすることは適当でない認められる。

したがって、(1)のとおり、本件データには、警察職員が取り扱った蓋然性が高い情報が含まれていると認められるが、それらにつき、警察が作成し、又は保管しているものであるか否かをあえて個別に明らかにすることは差し控えたい。

3. 国家公安委員会から指示された事項に関する警察の取組状況及び今後の方針

(1) 捜査及び調査の徹底

本事案については、その認知から約2か月を経過したところであるが、本件データについては、これまでの捜査及び調査においてその掲出経緯等をいまだ明らかにするに至っておらず、また、被疑者の検挙にも至っていない。

国家公安委員会から、捜査及び調査の徹底を指示されたことを受け、警察としては、今後も引き続き、あらゆる可能性を視野に入れて必要な捜査及び調査を推進し、一日も早い事実の究明を図ることとしている。

また、本年12月10日には、東京地方検察庁が、本事案につき地方公務員法違反（守秘義務違反）で告訴を受理しているところ、警視庁は、検察当局と連携して捜査を行うこととしている。

(2) 個人情報が出された者に対する保護その他の警察措置

国家公安委員会から、個人情報が出された者に対する保護その他の警察措置について指示されたことを受け、警察庁では、本年12月9日、全国外事担当課長会議の場で、全都道府県警察本部の外事担当課長に対し、「本件で個人情報が出された方については、相手方の心情に十分配慮し、不安感の除去に努めるほか、状況に応じて安全確保のために必要な措置を講ずるなど、的確な対応に努め」るよう指示を行った。現在、警察においては、個人情報が出された方で連絡することが可能なものに対し、諸事情を勘案し、個別に面会するなどして、必要な措置を確認するための取組みを推進中である。

一方、警視庁においては、かねてより個人情報が出された個人、団体等に対する支援等を推進中であつたが、同日、改めて、関係者に対する適切な対応について副総監通達を発出して指示した。同通達では、関係者から110番通報が寄せられるなど、本人や親族等の生命、身体、財産等に危害が及ぶおそれが生じた際には、迅速、的確かつ組織的な対応ができるように、所属内で必要な情報共有を図るなど、突発事案に対する体制を構築しておくこと、また、関係者から相談、苦情等の申出があつた際には、所定の手続によって、迅速かつ適切な措置を講ずることなどを指示した。

なお、警視庁においては、本事案発生直後から、インターネット上に掲出されたデータを掲載するウェブページ用スペースを提供するプロバイダ等に対して、当該データをウェブページから削除することにつき協力を要請しているが、引き続き取組みを強化することとしている。

(3) 情報保全の徹底・強化

警察においては、個人に関する情報のほか、機密性の高い情報を多く取り扱っていることから、特に厳格な情報の管理が求められている。警察においては、警察情報セキュリティに関する訓令（平成15年警察庁訓令第3号）及び「警察情報セキュリティ対策基準の制定について」（平成22年3月30日付け警察庁情報通信局長、官房長、生活安全局長、刑事局長、交通局長、警備局長の連名による通達）等の通達により、

- 職員の規範意識を高める取組み
- 外部記録媒体に保存する情報の自動暗号化
- 外部記録媒体の利用制限

等の情報セキュリティ対策を推進し、情報の保全を確保してきたところである。

このような中、本事案が発生し、また、政府においても「政府における情報保全に関する検討委員会」が発足するなど情報保全の重要性がますます高まっていることから、警察庁では、本年11月22日に開催された全国警備部長会議において、警察庁長官が「幹部自らが情報管理の徹底について確認する」よう訓示するなど、都道府県警察への指導を改めて強化している。

また、国家公安委員会から、情報保全の徹底・強化について指示されたことを受け、現在、特に機密性の高い情報を取り扱う警備部門において、情報保全の徹底・強化のための各種取組みを先行して進めている。これらの取組みから得ることができた知見・教訓については、他の部門とも共有し、全国警察の全ての部門における情報保全の徹底・強化を図ることとする。

ア 情報保全に関するプロジェクト・チームの設置

12月16日、警察庁警備局に、警備企画課長を長とし、警備局各課及び情報通信局関係課から構成される「情報保全に関するプロジェクト・チーム」を設置した。同プロジェクト・チームでは、警備部門における情報保全に関し、その実態について調査するとともに、今後の在り方を検討することとしている。

イ 緊急実地調査の実施

警察庁警備局では、情報通信局の協力を得て、警備局幹部が都道府県警察に赴き、警察情報の不正な持ち出しを可能とする環境の有無、証跡管理の現状等について、緊急の実地調査を実施した。これまでに、全ての都道

府県警察に対する実地調査を終了したところである。

ウ 今後の在り方の検討

イの緊急実地調査の結果を検証し、特に機密性の高い情報を取り扱う警備部門において、更に必要と考えられる情報保全の措置について検討し、早期に結論を得ることとする。

なお、12月7日、内閣官房長官を委員長とし、警察庁警備局長が委員として参画する「政府における情報保全に関する検討委員会」が設置され、秘密保全に関する法制の在り方及び特に機密性の高い情報を取り扱う政府機関の情報保全システムにおいて必要と考えられる措置についての検討が開始された。警察における情報保全の今後の在り方については、このような政府における取組みと整合性を図りつつ検討することとする。

エ 監査の強化等

平成23年度の監察実施項目として、情報セキュリティ対策の実施状況を取り上げ、警備部門に対する監察を適切に実施していくほか、情報セキュリティ監査、情報管理業務監査等を通じて、情報の保全を担保することとする。

なお、警視庁においては、11月1日、警察情報管理の徹底について総務部長通達を発出して、情報流出防止対策等を緊急に実施している。同庁公安部においても、情報管理の実態を改めて把握した上で、情報セキュリティの万全を期すこととしている。

おわりに

国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出事案につき、国家公安委員会からの指示を受け、警察では、その取組みを一層強化してきたところである。

また、警視庁では、本事案について逐次東京都公安委員会に対する報告を行い、迅速かつ適切な対応についての指摘を受け、事実の究明と対応に取り組んできたところであるが、これまでの捜査及び調査ではその全容が解明されていない。

そうした中で、2. (1)のとおり、本件データには、警察職員が取り扱った蓋然性が高い情報が含まれていると認められた。

本事案について、警察としては、警察職員が取り扱った蓋然性が高い情報が含まれているデータがインターネット上に掲出されたことにより、不安や迷惑を感じる方々が現にいるという事態に立ち至ったことは極めて遺憾であると言わねばならない。

警察では、引き続き、個人情報掲出された者に対する保護その他の警察措置及び情報保全の徹底・強化を推進するとともに、本件に対する捜査及び調査に組織の総力を挙げて取り組み、事実を究明していくこととしている。

Re: 【照会】秘密保全法制に係る検討資料等の協議について

角田 亨

送信日時: 2011年8月15日 11:16

宛先: 内閣職員107(内閣情報調査室)

内閣官房内閣情報調査室総務部 様

いつも大変お世話になっております。

標記につきまして、法務省としては特段意見はありませんので、回答いたします。よろしくお願いたします。

wrote:

> 関係省庁等担当各位

>

> いつも大変お世話になっております。

>

> 法制有識者会議の報告書については、7月27日に各省及び各有識者委員に送付し、最終的なご確認をお願いしているところですが、それと並行して、法制化に向けた作業も進めていきたいと考えております。

> 今般、秘密の範囲に関し、関係省庁との議論を踏まえて「別表案」を作成いたしましたので、ご意見等ございましたら、その理由と併せて、当方までご連絡をお願いいたします。

> 「別表案」につきましては、議論のたたき台として提示するものです。これを基に、実際に秘密を保有する各省庁等から建設的なご提案をいただいて、最終的な「事項」を完成させたいという趣旨で今回の照会をさせていただきます。

> したがって、ご意見等を提出される場合には、照会の趣旨をご理解いただき、その修正案に加えて、具体的にはどのような内容を本法制の秘密としたいのか、そして、それを秘匿する必要性は何かについて、具体的にご教示いただけますようお願いいたします。

>

> また、今後の法制局等への説明資料として、

> ①「秘密保全法制の必要性について(案)」、

> ②「秘密保全法制による保護の対象とすべき秘密の分野(案)」

> を作成いたしました。「別表案」についての検討にも関連すると思われることから、「別表案」とあわせて送らせていただきます。ご意見等ございましたら、その理由とあわせてご連絡をお願いいたします。

>

> 上記の3件について、

>

> 8月15日正午までに、

>

> 当方まで、ご回答をお願いいたします。また、ご意見等なき場合も、その旨ご連絡をいただければ幸いです。

>

> なお、法案化作業については、今後開催される検討委員会の決定により開始される予定ですので、資料の取扱いについてはくれぐれもご注意ください。

>

> また、検討委員会につきましては、お盆前に開催される可能性があります。日程については、改めてご連絡いたします。

>

> ご多忙中恐縮ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

>

> *****

> 内閣官房内閣情報調査室総務部

>

> (印)

>

> Fax 03-3592-2307

>

> *****

法務省刑事局公安課

公安労働係長 角田(かくた) 亨

TEL 03-3580-4111(内線)

03-3592-7059(公安課直通)

E-Mail:

秘密保全法制(秘の範囲) (外務省回答)

送信日時: 2011年8月19日 17:40

宛先: 内調職員253(内閣情報調査室); 内調職員107(内閣情報調査室)

添付ファイル: 20110801秘密の分野(各省送付版)①.jtd (52 KB); 20110801 別表案(各省照会版)外務④.xlsx (21 KB);
20110801 秘密保全法制の必要性(各省送付版)①.jtd (63 KB)

内調 様 様

本件に関し当省回答を送ります。大変遅くなり失礼いたしました。

外務省 大臣官房総務課

課長補佐

TEL 03-5501-8000 (内線)

直通

FAX

E-mail:

秘密の範囲 別表事項案

機密性2情報

取扱注意

緑字は外務省コメント

※ 青字は自衛隊法の別表第四に掲げる事項と同じ
 ※ 赤字は内閣官房の秘密の具体例

| 番号 | 分類(事項) | 具体例 |
|----|--|---|
| 1 | 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊の運用命令、行動基準、行動状況その他の運用状況や運用実態 ○ 自衛隊の運用に関する内外の諸情勢に関する見積り ○ 外部からの武力攻撃等が生じた場合の自衛隊の対処計画 ○ 自衛隊の効率的かつ効果的運用を目的とした研究 |
| 2 | 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊が防衛に関し収集した通信信号、レーダー波等の電子信号及び人工衛星等を利用して地表面等の観測等により得た画像情報並びに総合的な分析成果 ○ 内閣情報会議が決定した情勢認識 ○ 合同情報会議が決定した情報評価書 ○ 情報収集衛星により入手した画像情報及びその分析成果 |
| 3 | 2に掲げる情報の収集整理又はその能力 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 上記項目の情報の収集整理に関する自衛隊の活動状況、態勢、方法、計画等及び自衛隊における収集能力 ○ 内閣情報会議が決定した重点事項 ○ 画像情報収集重点、撮像重点、撮像計画 ○ 撮像能力その他の情報収集衛星システムの性能 |
| 4 | 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 防衛力の整備に関する内外の諸情勢に関する見積り ○ 防衛力を整備するために作成する計画 ○ 将来の防衛力の方向性を策定することを目的とした研究 |
| 5 | 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 武器、弾薬、航空機のほか船舶、車両、液体燃料、装備品の構成部品、プログラム等の種類や数量 |
| 6 | 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊が作戦行動時において用いる通信網の拠点、経路、その容量等及び部隊等の使用するデータ通信の方式 |
| 7 | 防衛の用に供する暗号その他2に掲げる情報の伝達の用に供する暗号 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊が作戦行動等において用いる暗号 ○ 情報収集衛星システムにおいて使用する暗号 |
| 8 | 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの の仕様、性能又は使用方法 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 武器、弾薬、航空機等の形状、構造、能力、有効適切な操作方法等 |
| 9 | 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの の製作、検査、修理又は試験の方法 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 武器、弾薬、航空機等の製作、検査、修理又は試験に必要な知識及び技術 |
| 10 | 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(6に掲げる事項を除く。) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊が作戦行動等において用いる施設の構造、材質、能力、仕様、用途 |
| | [P]ロケットに係る技術その他の大量破壊兵器の製造に転用可能な重要な技術 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ロケット技術等 |

| 番号 | 分類(事項) | 具体例 |
|----|--|---|
| 11 | 我が国の主権、安全保障その他の外交上の重大な利益に係る外交の構想 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 領土問題の解決に向けた構想 ○ 我が国との間で重大な関わりを有する国等(削除:北朝鮮)との間の問題の解決に向けた構想 (理由:特定の国等に言及するのは不適當) <p>(法制局には、以下の事項が含まれることを説明する(機密性2)。) 下記外交機密のうち、ア、イ、ウ、エ、オ、ク (理由:対外的には例示はしないが、実際にはこうした分野で特別秘密に指定する可能性があることを、事前に法制局の了解を得るため)</p> |
| 12 | 我が国の主権、安全保障その他の外交上の重大な利益に係る外国政府又は国際機関等との交渉の方針又は内容 (理由:北朝鮮が排除されないようにするため) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 領土問題に関する交渉の方針又は内容 ○ 我が国との間で重大な関わりを有する国等(削除:北朝鮮)との間の問題の解決に向けた交渉の方針又は内容 (理由:特定の国等に言及するのは不適當) <p>(法制局には、以下の事項が含まれることを説明する(機密性2)。) 下記外交機密のうち、ア、イ、ウ、エ、オ、ク (理由:対外的には例示はしないが、実際にはこうした分野で特別秘密に指定する可能性があることを、事前に法制局の了解を得るため)</p> |
| 13 | <p>(削除:外交に関し収集した外国、国際機関又は国際情勢に関する重要な情報) 我が国の主権、安全保障その他の外交上の重大な利益に関し収集した重要な情報</p> <p>(理由:上記11、12との平仄を合わせつつ、情報保護協定に基づき外国から提供される軍事情報なども読み込みやすくする観点からの修文)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 領土問題に関する相手国の方針に関する情報 ○ 我が国との間で重大な関わりを有する国等(削除:北朝鮮当局)の動向に関する情報 (理由:特定の国等に言及するのは不適當) <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報保護協定に基づき外国から提供される秘匿度の高い情報 (理由:外交機密として取り扱う旨規定している情報保護協定もあり(日米GSOMIA)、具体例として記載することが適當) ○ 内閣情報会議が決定した情勢認識 ○ 合同情報会議が決定した情報評価書 ○ 情報収集衛星により入手した画像情報及びその分析成果 <p>(法制局には、以下の事項が含まれることを説明する(機密性2)。) 下記外交機密のうち、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、ク (理由:対外的には例示はしないが、実際にはこうした分野で特別秘密に指定する可能性があることを、事前に法制局の了解を得るため)</p> |

| 番号 | 分類(事項) | 具体例 |
|----|----------------------------------|--|
| 14 | 13に掲げる情報の収集整理又はその能力 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 上記項目の情報の収集整理に関する活動状況、態勢、方法、計画等及び収集能力 ○ 内閣情報会議が決定した重点事項 ○ 画像情報収集重点、撮像重点、撮像計画 ○ 撮像能力その他の情報収集衛星システムの性能 <p>(法制局には、以下の事項が含まれることを説明する(機密性2)。) 下記外交機密のうち、力 (理由: 対外的には例示はしないが、実際にはこうした分野で特別秘密に指定する可能性があることを、事前に法制局の了解を得るため)</p> |
| 15 | 外交の用に供する暗号その他13に掲げる情報の伝達の用に供する暗号 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 外交暗号 ○ 情報収集衛星システムにおいて使用する暗号 |

| | | |
|----|---|---|
| 16 | テロリズムその他の公共の安全と秩序に重大な影響を及ぼす緊急事態に対処するための計画又は研究 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 重大テロが発生したときの警察庁及び都道府県警察における対応要領 ○ 重大テロ発生時における諸外国の対応要領を踏まえた研究 ○ テロ対処部隊・特殊警備隊の運用要領 |
| 17 | 公共の安全と秩序の維持に関し収集した国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある活動に関する重要な情報 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国政府等による対日有害活動に関する内部情報等 ○ 国際テロ組織によるテロ関連活動に関する内部情報等 ○ 極左暴力集団・右翼等によるテロ等の暴力的活動に関する内部情報等 ○ 内閣情報会議が決定した情勢認識 ○ 合同情報会議が決定した情報評価書 ○ 情報収集衛星により入手した画像情報及びその分析成果 <p>(照会: 17は基本的に国内の情報だと思いますが、情報収集衛星は国内も監視しているのでしょうか?)</p> |
| 18 | 17に掲げる情報の収集整理又はその能力 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 上記項目の情報の収集整理に関する活動状況、態勢、方法、計画等及び収集能力 ○ 内閣情報会議が決定した重点事項 ○ 画像情報収集重点、撮像重点、撮像計画 ○ 撮像能力その他の情報収集衛星システムの性能 |
| 19 | 公共の安全と秩序の維持の用に供する暗号その他17に掲げる情報の伝達の用に供する暗号 | <ul style="list-style-type: none"> ○ テロ対処部隊がテロ対処時において用いる暗号 ○ 警察庁と都道府県警察の間、公安調査庁本庁と公安調査局の間等における重要な情報の伝達に用いる暗号 ○ 情報収集衛星システムにおいて使用する暗号 |

| 番号 | 分類(事項) | 具体例 |
|----|--------|-----|
|----|--------|-----|

(外交機密の分野)



秘密保全法制の必要性について（案）

1 情報漏えい事件から我が国の利益等を守る必要性

(1) インターネット上への情報漏えい

公務員による情報漏えいについては、外国情報機関等の情報収集活動によるもののほか、政府の方針や上司に不満を有する職員による告発や嫌がらせを目的とする不特定多数への漏えいが考えられるところ、昨年の尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案や国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出事案は、この類型に属すると考えられる。

従来、個人が情報を広く発信するにはマスメディアの力を借りる必要があったが、インターネットの普及に伴い、個人が身近な手段で誰の力も借りずに情報を広く発信できるようになり、政府の方針や上司に対する不満を有する職員が情報漏えいを実行しようとする場合の物理的・心理的ハードルが下がっていることが懸念される。加えて、ウィキリークスのようなサイトがこの種の情報漏えいを後押しし、政府の秘密を暴くことが社会正義に適っているかのごとく風潮を生み、米国で極秘扱いのものを含む大量の外交公電等が不当に公開されるに至っており、情報ネットワークの進展に伴う新たな脅威が世界レベルで現出している。

インターネットを通じた情報の漏えいは、一度に大量の情報が漏れ得ること、漏れた情報が一瞬にして世界規模に拡散し、しかも回収不能であることが特徴であり、漏えい時の被害が甚大であるため、この新たな脅威への対応は喫緊の課題である。

(2) 外国情報機関等への情報漏えい

内閣情報調査室職員が在日ロシア大使館員に情報を漏えいする事件が起きるなど、外国情報機関等から工作を受けた公務員が情報を漏えいする事案は引き続き発生しており、諸外国においても、情報機関等の活動による情報漏えい事件が続いている。このため、公務員による外国情報機関等への情報漏えいを防止することは引き続き重要な課題である。

(別紙1) 主要な情報漏えい事件の概要

2 外国との情報共有を推進する必要性

国際社会では、従来より、諸外国による外交活動において国際情勢に関する情報等が友好国等と共有されてきたほか、同盟国等との間で軍事に関する情報共有が進められてきたが、9.11米国同時多発テロ以後、国際テロ対策に関する各国の連携が強化されるなど、安全保障に関する協力の幅が広がっていることに伴い、国際間の情報共有が一層強化されつつある。

こうした中、我が国は、米国との間において、北朝鮮の核問題等の課題に対する協力関係を更に強化するとともに、国際テロ対策を含む安全保障上の課題に関する情報共有

や連携の強化に努めている。また、その他の友好国との間においても、安全保障に関する協力が進展しつつあり、例えば、二国間・多国間のテロ対策協議において、国際テロ情勢に関する情報共有やテロ対策についての意見交換に積極的に取り組んでいる。

こうした外国との連携を円滑に進めるに当たっては、機微な情報を含めた相手国との情報共有が必要不可欠になる。このため、多くの先進国は、秘密保全に対する相互信頼を構築した上で、他国との情報共有の強化を図っている。しかしながら、我が国の秘密保全に関する現行法制は漏えい時の罰則が軽いなど、他国に比べて見劣りすることは否定できないため、外国との秘密保全に係る相互信頼の構築が困難であり、情報共有の阻害要因となっている。

(別紙2) 情報共有を促進する上での情報保全の重要性に関する主な指摘

3 現行法令の問題点

秘密保全に関する現行法令をみると、国家公務員法等において、行政内部の服務規律の維持を目的とした一般的な守秘義務が定められている。しかし、秘密の漏えいを防止するための管理に関する規定がない上、守秘義務規定に係る罰則の懲役刑が1年以下とされており、その抑止力も十分とはいえない。

自衛隊の保有する秘匿性の高い重要な秘密については、平成12年のボガチョンコフ事件を契機として自衛隊法改正により防衛秘密の制度が導入された。しかし、防衛以外の分野においては、外国情報機関等による情報収集活動の脅威が存在しているにもかかわらず、何ら法的手当てがなされていない。

また、防衛秘密については、漏えいに対する罰則が強化されたものの、セキュリティ・クリアランスに関する規定がないなど、秘密の漏えいを防止するための制度として必ずしも包括的なものとなっているわけではない。

4 秘密保全法制を早急に整備する必要性

以上のように、情報ネットワークの進展に伴う新たな脅威が深刻な問題となる一方、外国情報機関等による情報収集活動の脅威が依然として存在していることから、これらの脅威に対応することは喫緊の課題となっている。加えて、外国との情報共有を推進する上で、秘密保全に関する現行法制は阻害要因となっている。

このため、防衛に関する秘密だけでなく、政府が保有する重要な秘密を確実に保全するため、秘密保全法制を早急に整備することが必要である。

なお、昨年11月に発生した尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事件等を契機として開催された「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議」がまとめた報告書においても、「国の利益や国民の安全を確保するとともに、政府の秘密保全体制に対する信頼を確保する観点から、政府が保有する特に秘匿を要する情報の漏えいを防止することを目的として、秘密保全法制を早急に整備すべきである」と指摘されている。

秘密保全法制による保護の対象とすべき秘密の分野（案）

（外務省コメントは赤字）

1 総論

政府が保有する秘密を厳格な保全措置の対象とする場合、秘匿の必要性の程度は秘密によって様々であり、他方で、国民の知る権利や国の説明責任への影響、行政コストの増大などといった事情を配慮する必要もある。そこで、本法制においては、特に秘匿の必要性が高い秘密に限ってその保護の対象とすべきと考えられる。

そして、国の利益及び国民の安全を確保するために政府が果たすべき最も基本的かつ重要な責務は国の主権を維持してその存立を守ることにあることに鑑みると、国の存立にとって重要な秘密を本法制の対象とすることが考えられる。

2 具体的検討

(1) 防衛に関する秘密

（照会：有識者報告書では、「国の安全」、「外交」、「公共の安全及び秩序の維持」の3分野が対象とされているものの、今次説明資料では、「防衛に関する秘密」、「外交に関する秘密」、「公共の安全と秩序の維持に関する秘密」と記されている。「国の安全」が「防衛」に書き換えられている理由如何。）

国の存立のためには、外国からの武力攻撃を防衛活動により抑止・排除することが重要であるところ、防衛に関する秘密が漏えいした場合、自らの意図や能力といった手の内が外国に知られることにより、武力攻撃の抑止・排除に支障が生じ、その程度によっては国の存立に影響を及ぼすことも考えられる。

したがって、防衛に関する秘密には、国の存立にとって重要な秘密が含まれると考えられる。

(2) 外交に関する秘密

国の存立のためには、外交活動により国際社会において我が国の安全保障その他の重大な利益を確保することが重要であるところ、外交に関する秘密が漏えいした場合、安全保障上の利益が損なわれるとともに、外国との交渉上の不利益が生じ、外国との信頼関係が損なわれたりすることにより、外国との交渉上の不利益が生じたりすることにより、我が国の重大な利益の確保に支障が生じ、その程度によっては国の存立に影響を及ぼすことも考えられる。

したがって、外交に関する秘密には、国の存立にとって重要な秘密が含まれると考えられる。

(3) 公共の安全と秩序の維持に関する秘密

外国からの武力攻撃だけでなく、アメリカ同時多発テロのような国際テロ組織によるテロ行為や、国内の暴力革命を企図する組織等によるテロ等の暴力的行為を抑止・排除することも国の存立にとって重要である。

また、国際社会において我が国の重大な利益を確保するためには、我が国の安全や外交に関する秘密を不当に取得しようとする外国情報機関等による諜報活動を抑止・排除する必要がある。

国の存立を脅かし得るこれらのような行為は、公共の安全と秩序を維持するための活動により抑止・排除する必要があるところ、その活動に関する秘密が漏えいした場合、自らの意図や能力といった手の内を相手方に知られることにより、テロ行為等の抑止・排除に支障が生じ、その程度によっては国の存立に影響を及ぼすことも考えられる。

したがって、公共の安全と秩序の維持に関する秘密には、国の存立にとって重要な秘密が含まれると考えられる。

内閣官房内閣情報調査室担当官 殿

事 務 連 絡
平成 23 年 8 月 22 日
警 察 庁

秘密保全法制に係る検討資料の意見照会について（回答）
みだしのことについては、下記のとおり回答します。

記

1 意見

別添のとおり修正されたい。

2 理由

国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出事案については、既に述べたとおり、インターネット上に掲出された百十四件のデータについて、現時点において、当該データとファイル形式等が同一である警察が保有するデータは確認されていない。

また、掲出の経緯について現在調査中であり、公務員によるものかについても不明である。

加えて、貴室の案文によれば、「この類型」とは、「政府の方針や上司に不満を有する職員による告発や嫌がらせを目的とする不特定多数への漏えい」の類型と認められるところ、当該事案については、掲出主体が不明である以上、このような類型に属するか否かを判断することは不可能であるため、「この類型に属すると考えられる」と記載することは妥当ではない。

秘密保全法制の必要性について（案）

1 情報漏えい事件から我が国の利益等を守る必要性

(1) インターネット上への情報漏えい

公務員による情報漏えいについては、外国情報機関等の情報収集活動によるもののほか、政府の方針や上司に不満を有する職員による告発や嫌がらせを目的とする不特定多数への漏えいが考えられるところ、昨年の尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案は、この類型に属する。また、国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出事案は、現在調査中であるが、この類型に属すると考えられる可能性は否定できない。

従来、個人が情報を広く発信するにはマスメディアの力を借りる必要があったが、インターネットの普及に伴い、個人が身近な手段で誰の力も借りずに情報を広く発信できるようになり、政府の方針や上司に対する不満を有する職員が情報漏えいを実行しようとする場合の物理的・心理的ハードルが下がっていることが懸念される。加えて、ウィキリークスのようなサイトがこの種の情報漏えいを後押しし、政府の秘密を暴くことが社会正義に適っているかの如き風潮を生み、米国で極秘扱いのものを含む大量の外交公電等が不当に公開されるに至っており、情報ネットワークの進展に伴う新たな脅威が世界レベルで現出している。

インターネットを通じた情報の漏えいは、一度に大量の情報が漏れ得ること、漏れた情報が一瞬にして世界規模に拡散し、しかも回収不能であることが特徴であり、漏えい時の被害が甚大であるため、この新たな脅威への対応は喫緊の課題である。

(2) 外国情報機関等への情報漏えい

内閣情報調査室職員が在日ロシア大使館員に情報を漏えいする事件が起きるなど、外国情報機関等から工作を受けた公務員が情報を漏えいする事案は引き続き発生しており、諸外国においても、情報機関等の活動による情報漏えい事件が続いている。このため、公務員による外国情報機関等への情報漏えいを防止することは引き続き重要な課題である。

(別紙1) 主要な情報漏えい事件の概要

2 外国との情報共有を推進する必要性

国際社会では、従来より、諸外国による外交活動において国際情勢に関する情報等が友好国等と共有されてきたほか、同盟国等との間で軍事に関する情報共有が進められてきたが、9.11米国同時多発テロ以後、国際テロ対策に関する各国の連携が強化されるなど、安全保障に関する協力の幅が広がっていることに伴い、国際間の情報共有が一層強化されつつある。

こうした中、我が国は、米国との間において、北朝鮮の核問題等の課題に対する協力

関係を更に強化するとともに、国際テロ対策を含む安全保障上の課題に関する情報共有や連携の強化に努めている。また、その他の友好国との間においても、安全保障に関する協力が進展しつつあり、例えば、二国間・多国間のテロ対策協議において、国際テロ情勢に関する情報共有やテロ対策についての意見交換に積極的に取り組んでいる。

こうした外国との連携を円滑に進めるにあたっては、機微な情報を含めた相手国との情報共有が必要不可欠になる。このため、多くの先進国は、秘密保全に対する相互信頼を構築した上で、他国との情報共有の強化を図っている。しかしながら、我が国の秘密保全に関する現行法制は漏えい時の罰則が軽いなど、他国に比べて見劣りすることは否定できないため、外国との秘密保全に係る相互信頼の構築が困難であり、情報共有の阻害要因となっている。

(別紙2) 情報共有を促進する上での情報保全の重要性に関する主な指摘

3 現行法令の問題点

秘密保全に関する現行法令をみると、国家公務員法等において、行政内部の服務規律の維持を目的とした一般的な守秘義務が定められている。しかし、秘密の漏えいを防止するための管理に関する規定がない上、守秘義務規定に係る罰則の懲役刑が1年以下とされており、その抑止力も十分とはいえない。

自衛隊の保有する秘匿性の高い重要な秘密については、平成12年のボガチョンコフ事件を契機として自衛隊法改正により防衛秘密の制度が導入された。しかし、防衛以外の分野においては、外国情報機関等による情報収集活動の脅威が存在しているにもかかわらず、何ら法的手当てがなされていない。

また、防衛秘密については、漏えいに対する罰則が強化されたものの、セキュリティ・クリアランスに関する規定がないなど、秘密の漏えいを防止するための制度として必ずしも包括的なものとなっているわけではない。

4 秘密保全法制を早急に整備する必要性

以上のように、情報ネットワークの進展に伴う新たな脅威が深刻な問題となる一方、外国情報機関等による情報収集活動の脅威が依然として存在していることから、これらの脅威に対応することは喫緊の課題となっている。加えて、外国との情報共有を推進する上で、秘密保全に関する現行法制は阻害要因となっている。

このため、防衛に関する秘密だけでなく、政府が保有する重要な秘密を確実に保全するため、秘密保全法制を早急に整備することが必要である。

なお、昨年11月に発生した尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事件等を契機として開催された「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議」がまとめた報告書においても、「国の利益や国民の安全を確保するとともに、政府の秘密保全体制に対する信頼を確保する観点から、政府が保有する特に秘匿を要する情報の漏えいを防止することを目的として、秘密保全法制を早急に整備すべきである」と指摘されている。

別表事項案に関する各省意見

1. 防衛省

(意見)

5、8及び9の「武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物」については、「武器、弾薬、船舶、航空機その他の防衛の用に供する物」に修正願いたい。

(理由)

現行の自衛隊法別表第四第五号には、「武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。）」とあるが、そもそも自衛隊法における「武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物」というフレーズの中には「船舶」は含まれないと解されている(※)。しかしながら、同法別表第四の作成にあたって、「船舶」の種類や数量、又は性能等も他の「武器、弾薬、航空機」のそれと等しく防衛秘密の事項としてなり得ることから、「船舶を含む」と規定された経緯がある。

今回、新法において「武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物」と規定し、それが自衛隊法とは別の法律における規定であることから、新たな解釈として、「その他の防衛の用に供する物」に「船舶」は含まれるとの解釈もできないことはないと思われるが、爾後に、無用の議論を惹起させる可能性を防ぐとともに、明確化を図る観点から、上記修正案のとおり、修正いただきたい。

(※) 自衛隊法第121条に「武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物」と規定されているところ、同条の規定は、それらの物が損壊等された場合における処罰規定であり、刑法第261条の特別法としておかれている。刑法第261条の規定は、「船舶」を含んでいない（「船舶」については刑法第260条が適用される）ため、自衛隊法第121条に規定する「その他の防衛の用に供する物」にも、「船舶」は含まれないと解されている。

(回答案)

ご指摘のとおり修正する。

(参考)

○ 自衛隊法

第121条 自衛隊の所有し、又は使用する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物を損壊し、又は傷害した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 刑法

第258条 公務所の用に供する文書又は電磁的記録を毀棄した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。

第259条 権利又は義務に関する他人の文書又は電磁的記録を毀棄した者は、五年以下の懲役に処する。

第260条 他人の建造物又は艦船を損壊した者は、五年以下の懲役に処する。よって人を死傷させた者は、障害の罪と比較して、重い刑により処断する。

第261条 前三条に規定するもののほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

2. 海上保安庁

(意見)

16の具体例として挙げられている「テロ対処部隊・特殊警備隊の運用要領」を「テロ対処部隊の運用要領」に修正願いたい。

(理由)

海上保安庁のテロ対処部隊の名称のみを特記する必要がないため。

(回答案)

ご指摘のとおり修正する。

3. 安危

(意見)

16の「テロリズムその他の公共安全と秩序に重大な影響を及ぼす緊急事態に対処するための計画又は研究」については、「テロリズムその他の公共安全と秩序に重大な影響を及ぼす緊急事態に対処するための態勢、方法、計画又は研究」に修正することが適当。

(理由)

警察、海上保安庁等の警備態勢や装備に関する秘密が漏えいした場合、テロ行為の抑止・排除に支障が生ずるところ、原案の「計画又は研究」では読めないと解釈される可能性があるため。

(回答案)

原案のままとさせていただきたい。

装備に関する秘密を特別秘密とする考えが警察、海上保安庁にないこと、また、自衛隊法別表第四第一号の「計画又は研究」には自衛隊の運用に関する態勢が含まれると解されていることから、原案を修正する必要はないと思料する。

4. 外務省

現在、省内調整中。